

議事日程 平成30年3月7日 午前9時開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 付託議案の審査について

- 議案第 2号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）について（所管部分）
- 議案第 3号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 4号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 5号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 9号 木曾岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第14号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 木曾岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について（所管部分）
- 議案第19号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第20号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第21号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席委員（6名）

委員長 中川和子君

副委員長 伊藤律雄君

鎌田鷹介君
加藤真人君

伊藤厚紀君
伊藤好博君

欠席委員（0名）

議場出席説明者

町長	加藤隆君	教育長	山北哲君
政務統括監	森清秀君	福祉健康課長	松本大君
教育課長	西川幸男君	住民課長	山田克己君
福祉健康課長補佐	伊藤マユミ君	福祉健康課長補佐	佐藤信恵君
教育課長補佐	山下昌司君	住民課長補佐	黒田和弘君

事務局出席職員

書記 事務局長 白木 悟 議会事務局 寺尾 匡 史

=====

午前 9時 0分開会

○委員長（中川和子君） 皆様、おはようございます。

本日は、教育民生常任委員会を招集させていただきましたところ、委員の皆様には何かと御多用の中、御出席を賜り、ありがとうございます。また、加藤町長を初め執行部の皆様にも御出席いただき、まことにありがとうございます。

では、座って失礼をさせていただきます。

本日の教育民生常任委員会は、30年第1回定例会で付託されました13議案を審議する重要な委員会です。議案審議には慎重審議をいただきますとともに、委員会運営に当たりまして、皆様の御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会の出席委員数は6名です。よって、委員会条例第14条の規定により定足数に達しておりますので、教育民生常任委員会を開会します。

次に、本日の書記の指名を行います。

委員会条例第27条の規定により、書記には白木議会事務局長を指名したいと思います。これが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認めます。よって、書記には白木議会事務局長を指名します。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただきましたとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○委員長（中川和子君） 日程第1、会議録署名委員の指名についてを行います。

本日の会議録署名委員は、伊藤好博委員、鎌田鷹介委員の御兩名を指名したいと思います。これが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認めます。よって、伊藤好博委員、鎌田鷹介委員の御両名の方、よろしくお願ひいたします。

では、本日の議案審議に入ります。

初めに、加藤町長より、議事日程の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） どうも、改めて、皆さん、おはようございます。

本日、木曾岬町議会の教育民生常任委員会を招集いただきましたところ、全委員さん方、早朝から御出席をいただきました。まことにありがとうございます。

今期、平成30年の第1回の町議会定例会を去る3月1日に招集させていただきました、今期定例会には、議案25件、諮問1件、合わせて26件を提出させていただきました、初日に議案1件、諮問案件1件、合わせて2件の議決をいただき、まことにありがとうございます。他の24件につきましては、それぞれ初日に常任委員会に委員会付託をいただきました。本日の教育民生常任委員会には、お手元の議事日程にございますように、13議案について付託をいただき、御審議を願おうということでございます。本日の教育民生常任委員会に付託いただきました議案につきましては、議案第2号の平成29年度の町一般会計の補正予算（第5号）の所管部分、それから、第3号につきましては同じく国民健康保険特別会計、第4号につきましては同じく後期高齢者医療特別会計、第5号につきましては同じく介護保険特別会計の平成29年度のそれぞれの会計の補正予算についての4議案、それから、続いて、第9号の町の指定居宅介護支援等の条例の制定についてでございます。それから、議案第14号につきましては国民健康保険条例、第15号につきましては後期高齢者医療に関する条例、第16号につきましては、これは介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の制定についてでございます。それから、第17号につきましては介護保険条例、それぞれの条例の制定についての議案5議案、それから、続いて、第18号につきましては平成30年度の木曾岬町一般会計予算についての所管部分、同じく第19号につきましては同じく国民健康保険特別会計、第20号につきましては同じく後期高齢者医療特別会計、第21号につきましては同じく介護保険特別会計、それぞれの平成30年度の会計の予算案件4議案、本日の委員会で付託されましたのは、合わせて13議案でございます。それぞれ重要な案件ばかりでございます。この後、それぞれの担当のほうから詳細に説明をさせていただきますので、お聞き取りの上、十分な審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます、議事日程の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（中川和子君） ありがとうございます。

加藤町長の議事日程の説明が終わりました。

それでは、お手元の日程に従い、会議を進めさせていただきます。

日程第2 付託議案の審査について

○委員長（中川和子君） 日程第2、付託議案の審査を議題とします。

本委員会に付託されました議案は、議案第2号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）についての所管部分、議案第3号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第4号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第5号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第9号、木曾岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、議案第14号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、木曾岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分、議案第19号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算について、議案第20号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第21号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算について。

ここでお諮りいたします。

付託議案の審査方法につきましては、先に1件ごとに全議案を審議することとし、その後、討論、採決についても1件ごとに行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、付託議案の審議に入ります。

初めに、議案第2号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）についての所管部分を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○政務統括監（森 清秀君） 説明に入る前に、予算関係の議案の説明の要領について申し上げたいんですが、予算書の事項別明細の詳細につきましてはさきの議案の説明会のところで詳細に行っておりますので、議会運営委員会のときに、議会の議案説明会と常任委員会の説明の要領についてというようなことで議題もありましたし、さきの議案説明会のときには議長さんのほうからも説明要領についての提案がありましたので、本日の常任委員会については、新規のものと事業費の大きなものを中心に説明させていただくというようなことで、説明要領を進めてまいりたいと思っておりますので、そのように御承知おきを願いたいと思っております。

以上です。

○委員長（中川和子君） ありがとうございます。

皆さん、それでよろしいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） では、引き続き、説明をお願いします。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、13ページ、14ページをお願いします。

議案第2号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）についての所管部分について説明させていただきます。よろしくをお願いします。

13ページ、14ページの下段のところからお願いします。

11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金では、435万3,000円を減額し、1,719万8,000円とするものでございます。減額の主な要因は、保育料負担金の所得確定に伴う保育料の決定及び実績等の推計見込みによる161万8,000円の減額、教育・保育給付費の広域入所児童に係る保育料を当初6名見込んでおりましたが、本年1月現在で2名であり、受託児童見込み数の減少により294万8,000円を減額するものでございます。

15、16ページへお願いします。

12款使用料及び手数料、1項使用料、5目教育使用料では、101万6,000円を減額し、238万9,000円とするものでございます。幼稚園使用料の所得確定に伴う幼稚園授業料の決定及び実績等の推計見込みにより101万6,000円を減額するものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次、住民課で、2項2目衛生手数料では、34万8,000円減額し、445万4,000円とするものでございます。いずれの科目につきましても説明欄記載のとおり、実績見込みにより減額するものでございます。

次に、13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金では、1,129万9,000円を減額し、9,916万5,000円とするものでございます。住民課所管では、国保保険基盤安定負担金の保険料軽減分に係る国の負担金が確定したことから、その差額分を増額させていただくものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管としまして、減額の主な要因は、3節の障がい者自立支援給付費等国庫負担金の障がい者自立支援給付費等負担金では、自立支援対象者の障がい者施設及び就労施設の退所に伴う退所差金により減額するものでございます。

17ページ、18ページをお願いします。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金では、315万8,000円を減額し、2,3

64万円とするものでございます。福祉健康課所管の主なものとしまして、障がい者自立支援給付費等の国庫補助金では、地域生活支援事業に対する補助金で、移動支援、日中一時支援等の利用者は減少しておりますが、制度改正に伴う自立支援給付支払い等システム事業費に対する2分の1補助を受けることにより、9万3,000円追加補正させていただくものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、社会福祉費補助金の臨時福祉給付金補助金でございますが、消費税の改正に伴う低所得者への給付金事業の完了見込みにより、不用額を減額するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 3項委託金、1目民生費委託金では、1,000円を追加し、174万円とするものでございます。特別児童扶養手当の事務取扱交付金については、対象者1名増により1,000円追加補正させていただくものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次に、14款県支出金、1項1目民生費県負担金では、505万円を減額し、5,697万5,000円とするものでございます。住民課所管では、国保保険基盤安定負担金の保険料軽減分の県の負担金が確定したことから、その差額分を増額するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管の主なものとしまして、4節の障がい者自立支援給付費等県負担金の障がい者自立支援給付費等負担金では、自立支援対象者の障がい者施設及び就労施設の退所に伴う対象者減により減額するものでございます。

19ページ、20ページをお願いします。

9節の児童手当及び子ども手当県負担金については、児童手当児童数の確定に伴い減額するものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次に、2項1目民生費県補助金では、122万8,000円を減額し、2,420万円とするものでございます。住民課所管では、障がい者医療費補助金、子ども医療費補助金、ひとり親家庭等医療費補助金でございますが、いずれも医療費の実績見込みから、県補助金の交付見込み額を試算し、補正するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管の主なものとしまして、9節の障がい者自立支援給付費等県補助金では、地域生活支援事業に対する補助金で、移動支援、日中一時支援等の利用者の減少により減額するものでございます。

以上です。

○教育課長（西川幸男君） ページを渡っていただきまして、23、24ページをお願いします。

17款繰入金、2項基金繰入金、7目で、夢とふれあい教育基金繰入金でございます。今回、231万円を増額し、399万円といたしております。こちらにつきましては、地域による土曜日等の教育支援事業や児童図書の購入費の決算見込みにより、増額を行ったものでございます。

所管部分につきましては、以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 同じく、その下段の19款諸収入、4項5目雑入では、153万2,000円を減額し、1,476万2,000円とするものでございます。福祉健康課所管としましては、2節の過年度収入については、過年度の国庫負担金収入及び過年度県負担金収入ともに28年度実績に伴う児童手当交付金の追加交付であり、80万5,000円追加補正させていただくものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管の雑入でございますが、25ページ、26ページの資源ごみ売却手数料でございますが、収入実績を精査し、減額するものでございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管としまして、3節雑入については、過年度委託金返還金として、平成28年度国・県子ども・子育て支援交付金の精算による返還金3万円を受け入れるものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次に、歳出でございます。

39ページ、40ページをごらんください。

3款の民生費、1項1目社会福祉総務費では、111万円を減額し、1億7,604万3,000円とするものでございます。住民課所管では、負担金、補助及び交付金で、後期高齢者医療広域連合への負担金が確定したことからその差額分の減額、また、繰出金においては、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への一般会計負担金等の精査を行うものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管としまして、19節負担金、補助及び交付金の町社会福祉協議会補助金については、社会福祉協議会の新規採用職員が雇用に至らなかったことにより、人件費の不用額を150万円減額補正させていただくものでございます。

25節積立金の木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金積立金としまして、1件寄附がありましたので、積み立てするものでございます。

2目社会福祉施設費では、108万円を減額し、3,688万2,000円とするものでございます。給料から共済費については、部分休業職員、役職加算率等の精査により、

減額補正させていただくものでございます。委託料については、福祉教育センターの管理委託料であり、福祉教育センターの改修工事期間の管理不要分を減額補正させていただくものでございます。

41ページ、42ページをお願いします。

3目老人福祉費では、699万円を減額し、9,270万2,000円とするものでございます。福祉健康課所管の主なものとしまして、13節委託料の高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料等の不用額の減額、次に、28節の繰出金の介護保険特別会計繰出金については、介護給付費繰出金、地域支援事業繰出金等の精査により減額するものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、負担金、補助及び交付金で、長寿医療健康診査費用助成金の確定見込みにより、不用額を減額するものでございます。

次に、5目国民年金費では、10万円を減額し、844万9,000円とするもので、職員手当等の人件費を精査するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 6目障がい者福祉費では、2,301万1,000円を減額し、1億1,600万6,000円とするものでございます。減額の主な要因としまして、43ページ、44ページをお願いします。20節の扶助費の自立支援給付費としまして、障がい者施設及び就労施設の退所に伴う利用者の減により減額するものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、扶助費において、障がい者医療費助成金及び65歳以上重度障がい者医療費助成金でございますが、本年度の助成実績から見込み額を推計し、それぞれ補正するものでございます。

次に、10目臨時福祉給付金では、377万6,000円を減額し、1,333万8,000円とするものでございます。歳入でも説明させていただきました消費税の改正に伴う低所得者への給付金事業でございますが、事業の完了見込みによりそれぞれ説明欄記載のとおり精査し、不用額を減額するものでございます。給付率は85.2%で、給付者は646人ございました。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 45ページ、46ページの2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、157万5,000円を減額し、1,747万4,000円とするものでございます。減額の主な要因としまして、19節負担金、補助及び交付金の保育料軽減事業補助金で、予定者数の減により減額するものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次に、2目児童措置費では、119万2,000円を減額し、1億406万6,000円とするものでございます。住民課所管では、扶助費において、子ども医療費助成金でございますが、本年度の助成実績から見込み額を推計し、補正するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管の主なものとしまして、20節扶助費の児童手当及び子ども手当費としまして、転出・出生数の減少により減額するものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次に、3目の母子福祉費では、10万2,000円を追加し、263万1,000円とするものでございます。ひとり親家庭等医療費助成金でございますが、本年度の助成実績から見込み額を推計し、追加するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 47ページ、48ページをお願いします。

5目広域保育所費では、651万2,000円を減額し、1億3,206万5,000円とするものでございます。減額の主な要因は、給料から共済費については、育休職員分及び役職加算率等の精査による減額、13節委託料の実施設計委託料では、中部幼稚園・保育園改修工事に係る委託料の精査により減額するものでございます。

6目学童保育費では、32万3,000円を追加し、517万8,000円とするものでございます。増額の主な要因は、13節委託料の事業委託料としまして、子ども・子育て支援交付金の単価変更に伴い、学童保育所クローバーに追加する委託料を増額するものでございます。

49ページ、50ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、144万2,000円を減額し、4,359万8,000円とするものでございます。減額の主な要因は、給料及び職員手当等としまして、部分休業職員2名分及び役職加算率等の精査により減額するものでございます。

3目予防費では、92万8,000円を減額し、1,277万8,000円とするものでございます。減額の主な要因は、13節委託料の予防接種委託料としまして、接種人数の減少により減額するものでございます。

4目母子保健衛生事業費では、199万4,000円を減額し、1,458万5,000円とするものでございます。19節負担金、補助及び交付金については、妊婦健診、乳児健診の利用者及び特定不妊治療申請者の減少により、減額補正させていただくものでございます。

5目成人等保健事業費では、124万3,000円を減額し、1,557万4,000

円とするものでございます。減額の主な要因は、13節委託料のがん検診委託料としまして、受診希望者の減少により減額するものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次に、6目環境衛生費では、78万4,000円を減額し、567万2,000円とするものでございます。動物死骸処理業務委託料では年度末実績により減額、補助金関係につきましては、実績見込みにより不用額をそれぞれ減額するものでございます。

なお、51ページ、52ページの家庭用発電の補助金は、2月末現在で4件で、36万6,000円でございます。

次に、2項1目し尿処理費では、44万9,000円を減額し、952万4,000円とするものでございます。広域連合負担金の確定により減額するものでございます。

次に、2目の塵芥処理費では、327万8,000円を減額し、1億2,663万4,000円とするものでございます。職員の人件費の精査及び消耗品、委託料について、年度末の精査によりそれぞれ減額するものでございます。

次に、53ページ、54ページでございます。

3項1目公害対策費では、8万4,000円を減額し、97万円とするものでございます。報酬では、環境審議会の開催実績により不用額を減額、広域連合への負担金につきましては、額の確定により減額するものでございます。

以上でございます。

○教育課長（西川幸男君） 教育費関係でございます。

ページを渡っていただきまして、65、66ページをお願いします。

9款教育費、1項2目事務局費でございます。今回、187万9,000円を減額し、8,329万4,000円としております。その主なものとしましては、職員手当で時間外勤務手当を社会教育費、公民館費、保健体育総務費に配置しておりましたが、それぞれこちらの教育総務費の事務局費のほうに移管したということで減額をしております。それから、報償費では、家庭啓発事業や指導力向上事業等の講師謝金を精査し減額、また、ページを渡っていただきまして、68ページの委託料関係におきましては、小学校の安全監視員委託業務、それから、外国語の指導助手の委託料を実績に基づき減額したものでございます。

続いて、その下段、小学校費でございます。今回、127万円を減額し、3,629万6,000円といたしております。その主なものとしましては、賃金関係で、少人数教育や補充学習支援員等の配置に係る予算に関し一部県費で対応できましたことから減額、また小学校に配置しております介助員の賃金につきましても、今後の執行見込みを推計し、数値の整理を行ったものでございます。

ページ渡っていただきまして、69、70ページをお願いします。

中学校費でございます。1目学校管理費におきましては、今回、60万1,000円を減額し、2,925万8,000円としております。その主なものとしましては、少人数教育支援や補充学習の非常勤講師にかかります予算が小学校費と同様に県費で一部対応ができましたことから、減額したものでございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 4項1目幼稚園費では、32万円を減額し、3,339万9,000円とするものでございます。減額の主な要因は、11節需用費の光熱水費としまして、推計見込みにより減額するものでございます。

以上です。

○教育課長（西川幸男君） 5項社会教育費、1目の社会教育総務費でございます。今回、42万円を減額し、1,282万4,000円としております。職員の時間外勤務手当を各項目から事務局費に科目がえしたこと、また、報償費について、講師謝礼金を精査し、その不用額を減額したものでございます。

目が変わりまして、2目公民館費でございます。今回、68万6,000円を減額し、969万円としております。こちら職員の時外勤務手当を事務局費に科目がえしたこと、また、公民館の補助職員が退職により不用となった賃金を減額したものでございます。

目が変わりまして、5目図書館費でございます。今回、44万4,000円を減額し、5,938万9,000円としております。その主なものとしましては、71ページに渡っていただきますと、図書館管理システムリース契約の差金と工事請負費につきましてそれぞれ精査し、減額したものでございます。

項が変わりまして、6項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。今回、100万円を減額し、945万5,000円としております。その主なものとしましては、各種体育行事に係ります職員手当の科目がえ、それから、補助金関係では、体育祭が荒天により中止になりましたことなどにより体育協会補助金の執行経費を精査し、減額しております。

次に、2目保健体育施設費でございます。今回、411万2,000円を減額し、1,359万2,000円としております。その主なものとしましては、需用費関係で、教育委員会が所管します体育館等の光熱水費、それから、また、委託料では、木曾川グラウンド等の緑化管理業務の契約差金を精査し、減額したものでございます。

次に、3目学校給食費でございます。今回、166万2,000円を減額し、5,358万7,000円としております。その主なものとしましては、給食センター調理員6名の社会保険料、賃金について、今後の執行見込みも加味しまして減額をしております。また、委託料におきましては、米飯給食に伴う加工及び洗浄代について精査し、その不用額を減額したものでございます。

以上で教育民生常任委員会所管部分の説明とさせていただきます。

○委員長（中川和子君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言

ください。なお、進行上、御発言される方は手を挙げられ、委員長の許可に基づき発言されますよう、よろしくお願いをいたします。

○副委員長（伊藤律雄君） 41ページ、障がい者福祉費で、障がい者自立支援給付費の減額になった1,900万円、もう一度だけ御説明いただきたいと思います。大きな減額になっておりますので。

○委員長（中川和子君） 44ページでよろしいですね。

○福祉健康課長（松本 大君） 44ページの扶助費の自立支援給付費の1,929万円の減額の内容なんですけれども、利用者の減ということで、障がい者施設とか、A型の通所の就労施設、B型の通所の就労施設、あと、就労移行の支援というものがあるんですが、まず、障がい者の施設でいいますと、入所者が1人退所されました。退所によって減額になったというのと、あと、A型の通所のところについても6人、途中での退所がありました。B型の通所の施設についても1人の方が退所されています。就労移行の支援の施設も1人退所ということで、合計9人の方が退所されたことによって1,929万円の減額ということでございます。なぜこれだけの金額が大きいかといいますと、例えば施設の入所者に対して1人退所ということになっているんですけれども、この1人の退所についても、1カ月当たり30万から40万円ぐらいの費用負担というものが発生するのに対して、それを12カ月とかに掛けてくると、1人当たりでも年間でいいますと300万円ぐらいとか、それぐらいの金額になってきます。A型の通所の施設で6人退所というところに対しましても、1カ月当たり1人で20万円ぐらいの費用がかかりますので、6人で12カ月というふうになってきますと、そこだけでも1,400万とかという金額が減額になってきますので、それぞれのB型の途中退所、就労移行支援の途中退所という9人分を合わせて減額が1,929万円というような状況でございます。

○委員長（中川和子君） よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。

○委員（鎌田鷹介君） 69ページ、70ページの中学校費の1目学校管理費なんですけど、修繕工事の8万1,000円の減額というのは何の工事なんですかね。

○教育課長（西川幸男君） 工事請負費の関係でございますが、中学校の体育館で消火栓の不良がわかりまして、それを精査したものでございます。体育館の消火栓の関係のものでございます。

○委員長（中川和子君） よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。

○委員（伊藤好博君） 先ほどの44ページの自立支援の給付のところ、これは9名の方が退所されたということですが、皆さん、自立ができるように退所されたのか、内容的なことは把握されておりますか。

○福祉健康課長（松本 大君） 自立されたというところまでのことは確認はしていない

んですけど、亡くなられたりとか、多分施設等も移動されているのかと思います。あと、A型の通所の途中退所も、違うA型の施設とかに移動されているというふうに思われます。

そこまで具体的に何の理由というところの、具体的な一人一人の理由まではちょっと把握していないところがあります。

○委員（伊藤好博君） それから、71ページ、72ページのところで、2目のところの保健体育の施設のところで、木曾川グラウンドの委託料、340万円という減額なんですけど、委託料でこれだけの大きな減額ということは、どういう理由でこれだけの減額になったかしら。

○教育課長（西川幸男君） 精査したときに面積とか作業内容が変わっていないんですが、当初予算計上させていただいたときは県単価を使って設計をさせていただくんですが、最近、町内業者の方に非常に安価でとっていただいたというような内容で契約差金が出ております。当初では、設計価格というのは640万円ほどの予算を組んでおりますが、契約では300万円ほどということで、こちらにつきましては、土木のほうで……。

〔「差金になるの」と呼ぶ者あり〕

○教育課長（西川幸男君） 契約差金です。土木のほうと一緒に設計をしておりますが、同じように土木のほうでも契約差金はお出ているというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（伊藤好博君） 緑化委託の内容なんですけど、結局グラウンドの芝とかの整備だと思うんですが、私はそう思っておるんですが、実質どういう内容のものでそれだけの契約差金がお出ているのか、芝の管理だけなのか、内容ですね、差金が出た。

○教育課長（西川幸男君） 先ほど申し上げましたように、工種としましては芝の管理なんですけれども、その中には施肥もありますし、場所としては木曾川グラウンドと源緑のちびっこ広場の芝の管理になります。先ほど返答させていただきましたように、人工賃のほうで大きな減額があったものというふうに考えております。工事料であるとか、施肥の回数が減ったりだとか、量が減ったりということはございませんでした。

○委員（伊藤好博君） ちなみに、委託業者は、今までとことしとは変わったんですか。

○教育課長（西川幸男君） もう一度調べさせていただきますが、記憶の中で、昨年と今年度は変わっていないというふうに思っております。そこはもう一度確認だけさせていただきますたいと思います。

○委員長（中川和子君） じゃ、後ほどお願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

○副委員長（伊藤律雄君） もう一カ所、68ページ、安全監視員の委託料の減額32万8,000円、この御説明をいただきたいと思います。

○教育課長（西川幸男君） 安全監視員につきましては、小学校の下校時の安全監視なんですけれども、水曜日、土曜日、日曜日と除きます週4日間ということで車2台、それか

ら、自転車4台という配置をさせていただいております。夏休み、冬休み等の長期期間はもちろんやっておりませんが、その中でおおむね学校が登校日掛ける時間数ということで積算しております。ただ、今回は大ごとには至りませんでしたけれども、今回猿が出ました。そういうようなときに非常体制をとるとということも視野に入れて、ある程度時間数に幅を持たせて予算化しております。精査でいつも減額させていただくというやり方をさせていただいております。

○副委員長（伊藤律雄君） これは監視員の方たちが高齢化されて、人数はその日に減ったりふえたりということは、今現在ありませんか。

○教育課長（西川幸男君） 基本的には6名と先ほど申し上げました。今、実際には8人ぐらいの登録者がみえると思います。その中でインターバルをしながら対応していただいているのですが、急遽体調を崩されたというときには、残りの2名の方で補充をさせていただいているということで、現在のところ、事業に対する大きな欠員ということはないように聞いております。

○委員長（中川和子君） ほかに御質疑ございませんか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） では、御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第3号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長補佐（黒田和弘君） それでは、国民健康保険特別会計補正予算の御説明をさせていただきます。

資料のほう、80ページでございます。

議案第3号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算の第2号について御説明をさせていただきます。

資料のほう、おめくりいただきまして、84、85ページの歳入歳出予算事項別明細書で御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、1款国民健康保険料、1目一般被保険者国民健康保険料では、477万3,000円を減額するものでございます。一般被保険者に係る滞納繰越分の保険料の収納見込みにより、減額をするものでございます。

次に、4款国庫支出金、1項2目療養給付費等負担金では、391万7,000円の追加、3目高額医療費共同事業負担金では、185万2,000円の減額、4目特定健康診

査等負担金では、1万4,000円を減額するものでございます。いずれも今年度の交付見込み額の確定により補正するものでございまして、国庫負担金総額で205万1,000円を追加し、1億3,565万5,000円とするものでございます。

次に、2項5目保険制度業務準備事業費補助金では、32万4,000円を追加し、378万円とするものでございます。県の広域化に伴います電算システムの改修補助金を追加するものでございます。

次に、5款1目療養給付費交付金では、1,069万3,000円を減額し、2,329万4,000円とするものでございます。こちらにつきましては、退職被保険者の医療費保険者負担額から保険料分を差し引いた額に対して交付されるものでございまして、本年度の交付見込みが確定したことによりまして、減額をさせていただくものでございます。

資料をめくっていただきまして、86、87ページでございます。

7款県支出金、2項1目高額医療費共同事業負担金では、185万2,000円の減額、2目特定健康診査等負担金では、1万4,000円を減額するものでございます。いずれも本年度の交付見込み額の確定によりまして補正をするものでございます。県負担金総額で186万6,000円の減額で、608万4,000円とするものでございます。

次に、3項1目県調整交付金では、718万2,000円を減額し、4,499万6,000円とするものでございます。地域普通調整交付金は、財政負担を軽減するために医療給付費の8%を県が負担するもので、本年度の交付見込み額が確定したことによりまして、減額をさせていただくものでございます。

次に、8款共同事業交付金では、954万円を追加し、1億8,452万1,000円とするものでございます。この交付金は、高額医療費に対しまして、保険者の財政運営を緩和するために交付されるもので、高額共同事業交付金は、医療費は1件80万円以上、保険財政共同安定化事業交付金は、1件1円以上80万円未満でございまして、本年度の交付見込みによりましてそれぞれ精査し、補正をさせていただくものでございます。

次に、10款繰入金、1目一般会計繰入金では、73万円を追加し、5,209万5,000円とするものでございます。保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金の増額などによるものでございます。

めくっていただきまして、次に、90、91ページでございます。

歳出でございます。

1款総務費、1目一般管理費では、電算システムの改修に伴う国補助金の財源更正を行うものでございます。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費における一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費及び療養費につきまして、本年度の負担額をこれまでの実績から推計し、それぞれの負担額を精査し、総額で498万5,000円を減額し、4,977万7,000円とするものでございます。

次に、2項の高額療養費における一般被保険者及び、次のページの92、93ページの退職被保険者の高額療養費につきましても、本年度の負担額をこれまでの実績から推計し、それぞれの負担金を精査し、総額で779万8,000円を増額し、6,806万円とするものでございます。

次に、3款後期高齢者支援金等及び6款介護納付金につきましては、補正額はございませんが、歳入による主に療養給付費負担金及び地域普通調整交付金の精査による財源更正を行うものでございます。

めくっていただきまして、94、95ページでございます。

7款共同事業拠出金につきましては医療費に対する共同事業の拠出金で、1目高額医療費共同事業拠出金では、1件80万円以上の高額医療費、4目保険財政共同安定化事業拠出金では、1件1円以上80万円未満の医療費でございますが、それぞれに対する共同事業の拠出金の額が確定したことによりまして、総額で1,485万9,000円を減額し、1億9,459万6,000円とするものでございます。

次に、8款保険事業費、1目特定健康診査等事業費では、140万7,000円を減額し、853万4,000円とするものでございます。特定健診事業の確定の見込みによりまして、減額をさせていただくものでございます。

次に、11款諸支出金、1目一般被保険者保険料還付金では、45万6,000円を追加し、95万6,000円とするものでございます。資格の遡求変更に伴います過年度の保険料の還付金を補正するものでございます。

めくっていただきまして、12款1目予備費では、119万1,000円を増額し、363万7,000円とするもので、この金額をもって歳出予算の補正額を調整するものでございます。

以上で平成29年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○委員長（中川和子君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第4号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長補佐（黒田和弘君） それでは、後期高齢者医療特別会計補正予算の御説明をさせていただきます。

お手元の資料は、98ページでございます。

議案第4号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

資料をめくっていただきまして、102、103ページをお願いします。

歳入歳出予算の事項別明細書でございます。

まず、歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料では、569万7,000円の増額、2目普通徴収保険料では、246万6,000円の増額をするものでございます。いずれも本年度の収納見込み額によりまして補正をさせていただくもので、保険料総額で816万3,000円を増額し、5,579万5,000円とするものでございます。

次に、3款繰入金、1目事務費繰入金では、53万4,000円減額し、799万2,000円とするものでございます。広域連合事務費負担金の確定によりまして、減額をさせていただくものでございます。

めくっていただきまして、106、107ページをお願いします。

次に、歳出でございます。

2款1目後期高齢者医療広域連合納付金では、763万2,000円を追加し、1億2,432万1,000円とするものでございます。内訳といたしまして、保険料負担金では、本年度の収納見込み額により816万6,000円の増額、共通経費負担金では、本年度の負担金見込み額の変更によりまして既決予算額を精査し、53万4,000円を減額するものでございます。

次に、5款1目予備費では、3,000円を減額し、46万2,000円とするもので、この金額をもって歳入予算の補正額を調整するものでございます。

以上で平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○委員長（中川和子君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第5号、29年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）

についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長（松本 大君） 108ページをお願いします。

議案第5号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

114、115ページをお願いします。

まず、歳入について説明させていただきます。

1款1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では、333万1,000円を増額し、1億1,655万5,000円とするものでございます。本算定の確定により、現年度の特別徴収保険料及び普通徴収保険料の徴収額の見直しを行い、滞納繰越分については過年度の保険料の徴収額を見込み、精査させていただくものでございます。

1目介護保険給付金負担金では、357万円を減額し、7,608万9,000円とするものでございます。既決予算額を精査させていただくものでございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金では、161万1,000円を追加し、361万1,000円とするものでございます。こちらも既決予算との精査でございます。

2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業では、74万5,000円を追加し、165万9,000円とするものでございます。こちらも既決予算との精査でございます。

3目地域支援事業交付金、総合事業以外の地域支援事業では、39万4,000円を減額し、456万7,000円とするものでございます。こちらも既決予算との精査でございます。

5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では、488万4,000円を減額し、1億1,799万9,000円とするものでございます。こちらも既決予算との精査でございます。

2目地域支援事業交付金では、104万3,000円を追加し、232万4,000円とするものでございます。こちらにつきましても既決予算額との精査によるものでございます。

116ページ、117ページをお願いします。

6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金では、209万9,000円を減額し、6,251万8,000円とするものでございます。こちらも既決予算との精査でございます。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では、46万6,000円を追加し、103万7,000円とするものでございます。こちらも既決予算との精査でございます。

2目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）では、19万7,000円を

減額し、228万3,000円とするものでございます。こちらも既決予算との精査でございます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金では、218万2,000円を減額し、5,267万7,000円とするものでございます。こちらも既決予算との精査でございます。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）では、46万6,000円を追加し、103万7,000円とするものでございます。こちらは、介護予防・生活支援サービス事業の精査により、追加補正させていただくものでございます。

3目地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）では、6万4,000円を追加し、228万3,000円とするものでございます。包括的支援事業（任意事業）の精査により、追加補正するものでございます。

6目その他一般会計繰入金では、664万6,000円を減額し、1,457万7,000円とするものでございます。こちらも地域支援事業の繰入金の精査により、減額補正させていただくものでございます。

2項基金繰入金、2目介護給付費準備基金繰入金では、1,000万円減額し、ゼロ円とするものでございます。こちらは財源確保により、減額補正するものでございます。

次に、122ページ、123ページへお願いします。

歳出について説明させていただきます。

1款総務費、3項介護認定審査会費、1目認定調査費では、13万5,000円を減額し、424万8,000円とするものでございます。こちらは、介護の訪問調査の賃金でございますが、これも推計により、減額補正させていただくものでございます。

2款の保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費について、減額の補正の精査をさせていただきます。

2目地域密着型介護サービス給付費では、300万円を減額し、4,919万2,000円とするもので、主に地域密着型の介護サービスの地域密着型通所介護に係る経費を減額補正させていただきます。

3目の施設介護サービス給付費では、財源振替を行うものでございます。

5目の居宅介護住宅改修費では、100万円を減額し、38万円とするものでございます。本年度実績と申請状況をもとに減額補正させていただくものでございます。

6目居宅介護サービス計画給付費では、200万円を減額し、1,329万8,000円とするものでございます。本年度実績等をもとに減額補正させていただくものでございます。

124、125ページをお願いします。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防給付費では、300万円を減額し、1,093万5,000円とするものでございます。主に介護予防の介護予防通所リハビリテー

ション等の精査によりまして、減額補正させていただくものでございます。

5目の介護予防のサービス計画給付費では、45万7,000円を追加し、188万円とするものでございます。本年度実績をもとに追加補正をさせていただくものでございます。

4項の高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費では、26万1,000円を追加し、743万5,000円とするものでございます。こちらも本年度実績と推計により、追加補正させていただくものでございます。

5項高額医療合算の介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費では、30万円を減額し、73万4,000円とするものでございます。こちらも実績と推計により、減額補正させていただくものでございます。

126ページ、127ページをお願いします。

6項の特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費では、36万円を減額し、1,812万1,000円とするものでございます。こちらも低所得者の施設利用者の食費の限度額超過分に係る経費を減額補正させていただくものでございます。

4款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費（訪問・通所生活支援）では、231万7,000円を減額し、817万6,000円とするものでございます。主なものとしては報償費で、毎月1回開催している地域ケア会議の報酬の見直しなどによる減額の補正をさせていただくものでございます。

2目の介護予防ケアマネジメント事業費では、41万1,000円を減額して、305万7,000円とするものでございます。介護予防の計画作成に関しての精査をして、減額補正させていただくものでございます。

128ページ、129ページへをお願いします。

2項の一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業では、21万2,000円を減額し、162万円とするものでございます。報償費、役務費等を減額補正させていただくものでございます。

3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、130ページ、131ページへ渡っていただきまして、5目在宅医療・介護連携推進事業費、6目生活支援体制整備事業費では、財源振替を行うものでございます。

8款1項1目予備費では、27万2,000円を追加し、390万7,000円とするものでございます。この金額をもって歳出予算を調整させていただきます。

132ページ、133ページへをお願いします。

債務負担行為に係る調書を添付しております。

以上で平成29年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明

を終わります。

○委員長（中川和子君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

議案審議が続いておりますが、ここで暫時休憩をとりたいと思います。休憩は10時20分までとりますので、よろしくお願いいたします。

午前10時 5分休憩

午前10時20分再開

○委員長（中川和子君） では、休憩を解き、委員会に戻します。

○教育課長（西川幸男君） 先ほどの質問の件の御返答なんですけれども、昨年度と今年度で業者が同じかどうかという御質問でございましたけれども、済みません、私、同じであるという言い方をしましたが、訂正いただいております。平成28年度、平成29年度は違う業者でございました。

以上でございます。

○委員長（中川和子君） ありがとうございます。

○政務統括監（森 清秀君） いいんですか。でも、今の返事を受けているの、質疑か何かはなくていいんですか。

○委員長（中川和子君） 質疑回数は……。

○政務統括監（森 清秀君） こちらが答えられていないですけど。

○委員長（中川和子君） じゃ、答えられていないということなので、1回だけどうぞ。

○委員（伊藤好博君） ありがとうございます。

業者側は同じで、金額が半額になるというのは考えられないことでしたので、そこを聞いてみたかったんや。そして、やっぱり予算化するとき、そういうところはしっかりと。決まる場合、これで単価しかないの、通常管理にひとしい事業ですので、しっかりと次の予算に反映されるようにしてほしいと思いますし、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○住民課長補佐（黒田和弘君） 先ほどの国民健康保険特別会計で御説明が漏れましたところがございまして、資料のほう、80ページをごらんください。

議案書の御説明をさせていただくのが、説明が漏れておりましたので、改めて御説明をさせていただきます。

平成29年度三重県桑名郡木曾岬町の国民健康保険の特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるものでございます。

第1条で歳入歳出予算の補正を規定しており、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,186万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,849万4,000円と定めるものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

めくっていただきまして、81、82ページでございます。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入では、1款国民健康保険料から10款繰入金までの6つの款とそれに付随する8つの項におきまして、歳出では、1款総務費から12款予備費までの8つの款とそれに付随する9つの項において、それぞれ1,186万9,000円を減額し、補正後の予算総額を9億3,849万4,000円とするものでございます。

後期高齢者医療特別会計のほうも、引き続き御説明をさせていただきます。お手元の資料、98ページをごらんください。

平成29年度三重県桑名郡木曾岬町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条で歳入歳出予算の補正を規定しており、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ762万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,731万2,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

めくっていただきまして、99、100ページでございます。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入では、1款後期高齢者医療保険料と3款繰入金の2つの款とそれに付随する2つの項において、歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金と5款予備費の2つの款とそれに付随する2つの項において、それぞれ762万9,000円を追加し、補正後の予算額を1億2,731万2,000円とするものでございます。

申しわけございませんでした。

○福祉健康課長（松本 大君） 引き続き、介護保険の特別会計の補正予算（第3号）についても議案の説明が漏れていましたので、今、説明のほうを、済みません、よろしくお願ひします。

108ページをよろしくお願ひします。

108ページの議案第5号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,224万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,000万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為、第2条第1項、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。

109、110ページ、お願いします。

第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

歳入では、第1款介護保険料から第8款繰入金までの5款8項において、また、歳出では、第1款総務費から第8款予備費までの4款10項において、それぞれ2,224万5,000円を減額し、補正後予算額を4億8,000万円とするものでございます。

次のページの第2表、債務負担行為をごらんください。

地域包括支援センターシステム賃貸借料で、期間は平成29年度から平成34年度まで、限度額は519万2,000円でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（中川和子君） 事務当局の補足説明が終わりました。

次に、議案第9号、木曾岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長（松本 大君） 議案第9号の資料をよろしく申し上げます。

議案第9号、木曾岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてでございます。

木曾岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のとおり制定する。

下段の提案理由ですが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務を市町村が実施することに伴い、指定居宅介護支援事業の基準等の事項を市町村の条例で定める必要があり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を得る必要がある、これがこの議案を提出する理由でございます。

めくっていただきまして、1ページをお願いします。

まず、木曾岬町の指定居宅の介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるこの条例ですが、平成29年度までは三重県において指定していた事務を平成30年度から市町村が実施することにより制定するものでございます。

それでは、資料のほうを見ていただきまして、目次を見ていただきたいと思います。

目次にありますように、第1章から第6章までで構成されており、目次の下の第1章では、総則として、趣旨を第1条に規定しております。

次に、下から6行目の第2章では、指定居宅介護支援事業者の指定について、第2条に法人と規定しております。

次に、第3章では、指定居宅介護支援の事業の基本方針を第3条に、「指定居宅の介護の支援の事業は」などと基本方針が規定をされております。

次、2ページをお願いします。

2ページをめくっていただきまして、下から6行目の第4章では、指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準として、従業員の員数、管理者については、第4条及び第5条に規定しております。

3ページをお願いします。

上から16行目の第5章では、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準を第6条から、18ページまでめくっていただきまして、18ページの上から7行目の第31条まで規定しております。

次に、18ページの下から6行目の第6章では、基準該当居宅介護支援の事業に関する基準を第32条に規定しております。

19ページへをお願いします。

上から5行目の附則であります、この条例は平成30年の4月1日から施行するものでございます。

簡単ではございますが、議案第9号の説明は以上です。

○委員長（中川和子君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○委員（伊藤厚紀君） これは来年度から県でやっていたものを町に移管するということとわかるんですけど、町のほうは体制はでき上がっているというふうに御理解をさせていただければよろしいのでしょうか。

○福祉健康課長（松本 大君） もう今既に町内でも、居宅の三重県において指定を受けている事業所は、今の現在ですけれども、3カ所、事業所としてあります。その事業所については、今、指定の有効期限までは三重県の指定の有効期限において、有効期限が切れる段階で木曾岬町にそういう手続の申請とか手続をしていただいて、申請があれば再度指定するという形ですので、木曾岬町においても三重県と同様の指定等をして、居宅のこの事業を進めていくというようなこととございます。

○委員（伊藤厚紀君） ということは、今まではよかったですけど、これからは町独自でやらなければならないということになると思うんですけど、いわゆる専門職というか、精通した人じゃないと許可などは難しいかと思いますが、どうでしょう。

○福祉健康課長（松本 大君） 今の現在では、三重県において監査等の実施も行ってお

ります。ただ、今後において市町村に指定の権限が移るものですから、三重県において研修会等を実施して、市町村の職員でも監査等を実施するというような流れでございます。

○委員（伊藤厚紀君） その道のエキスパートじゃないと難しいかと思うんですが、率直に僕の考えとしては、専門の係を置かれるようなことにはならないのでしょうか、それは難しいんでしょうか。

○福祉健康課長（松本 大君） 現段階では、今後、これから三重県において市町村の職員に対する説明会等が開催の予定がありますので、今、職員に対しての事務を委任することで、現在のところは対応が可能なかと考えております。

○委員長（中川和子君） ほかに御質疑ございませんか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第14号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長（山田克己君） それでは、議案第14号をごらんください。

議案第14号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

下段の提案理由でございます。

持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険制度の都道府県広域化及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令による国民健康保険料賦課限度額等の見直しが平成30年4月1日から施行されることから、本条例の改正を行うものである。木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がありますので、この議案を提出するものでございます。

めくっていただきまして、条例本文でございます。

木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

5分の1ページから5分の5ページまで記載しております。その後に添付してあります13分の1ページから13分の3ページの新旧対照表のほうがわかりやすいですので、そちらのほうで説明させていただきます。

まず最初に、主な改正点を簡単に説明しますと、4月からの都道府県広域化に伴う条例

文の文言の整理や、また、県で財政運営を行うことから、県へ納める事業納付金に対する保険料の賦課関係の整備及び保険料の賦課限度額などの見直しをするものでございます。

それでは、新旧対照表の13分の1ページから説明させていただきます。

左側が現行条例、右側が改正案でございます。下線部分が改正箇所となっております。

まず、第1章の「この町が行う国民健康保険」につきましては、県でも事務を行うようになることから、文言の整理として、「この町が行う国民健康保険」のその後に「の事務」という文字を追加させていただくものでございます。

次に、第2章の「国民健康保険運営協議会」につきましても、県での国民健康保険運営協議会も設立されることから、名称を「本町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めさせていただくものでございます。

次に、第12条の2、保険料の賦課額につきましては、現行条例の下線部分、「被保険者である世帯主及びその」という部分の言葉については世帯主のことを言っておりますので、「世帯主の」という文言にかえさせていただくものでございます。

その改正と、その下の現行条例の下線部分、第29条の7第1項から、次のページの13分の2ページの上の部分までは、保険料の賦課項目について、賦課項目は3種類ありまして、医療の基礎賦課額と後期高齢者支援金賦課額と介護納付金賦課額の3種類がありますが、それぞれに係る国民健康保険法施行令に号番号がついたことから、その改正を行うものでございます。

次に、第12条の3、一般被保険者に係る基礎賦課総額につきましては、保険料に係る賦課総額を規定しているものでございますが、簡単に言いますと、下線部分の(1)号の規定が、賦課に必要な医療費関係を13分の4ページまで細かく記載したものでございまして、その後の第2号が、そこから控除される国の補助金関係が13分の5ページまで細かく記載してあるものでございます。規定の(1)号から規定の(2)号を控除すると賦課総額となるものでございます。

このたび都道府県広域化により県への事業納付金が新設されることなどから、13分の2ページでございますが、右の改正案の(1)号のイで、国民健康保険事業費納付金が新設されることなど、改正案の(1)号の規定ではアからカ、(2)号の規定からアからエの表示により、より明確化されたものでございます。

次に、13分の5ページでございます。

第16条では、一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率について、(3)号と(4)号の規定により、賦課する被保険者数及び世帯数については当該年度の初日の数としておりましたが、広域化により事前に県で標準保険料率を算定することから、そのような改正をするものでございます。

次に、13分の7ページの第16条の6、基礎賦課限度額につきましては、国民健康保険法施行令の一部の改正により、基礎賦課限度額が2年ぶりに4万円引き上げられ、58

万円となるものでございます。

次に、16条の6の2、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額及び13分の8ページの第16条の6の6、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率、また、13分の9ページの第16条の7、介護納付金賦課総額及び13分の10ページの16条の第11条の介護納付金賦課額の保険料につきましては、後期高齢者の支援金及び介護納付金に係る保険料賦課の改正について規定したものでありまして、先ほど説明しました医療の基礎部分の12条の3及び16条と同じような改正となっておりますので、また御確認をお願いしたいと思います。

次に、13分の11ページの第23条の保険料の減額につきましては、保険料限度額の引き上げに対する軽減額の改正と、(2)号の規定では5割軽減に対する加入者1人当たりの加算額を27万円から27万5,000円に引き上げ、また、13分の12ページの(3)号の規定では、2割軽減者に対する加入者1人当たりの賦課加算額を49万円から50万円に引き上げるものでございます。

最後に、13分の13ページの28条の3につきましては、特例対象被保険者の届け出に対する文言の整理を行ったもので、特例対象被保険者といいますのは、解雇や倒産などで職を失い、国保に加入された方のことを言います。

それでは、この条例の施行日などについてでございますが、戻っていただきまして、条例本文の5分の4ページ、5分の5ページをごらんいただきたいと思っております。

5分の4ページの下からですが、附則として施行日、5分の5ページに行きまして、1、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

次に、経過措置といたしまして、2、この条例による改正後の第6章の規定、第6章の規定といいますのは保険料の規定のことでございますが、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

次に、木曾岬町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正では、3といたしまして、木曾岬町委員会の委員等報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するというところで、この条例の別表中の「国民健康保険運営協議会委員」を「国民健康保険事業の運営に関する委員会委員」に改めるもので、運営協議会名の文言が変わったことから、報酬条例も同時に改正するものでございます。

以上が木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（中川和子君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第15号、木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長（山田克己君） それでは、議案第15号をごらんください。議案第15号、木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段、提案理由でございます。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、当町が保険料を徴収する被保険者を改めるなどの必要があるため、本条例の改正を行うものである。

木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がありますので、この議案を提出するものがございます。

めくっていただきまして、条例本文でございます。

木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございますが、その後に添付しております3分の1から3分の3ページの新旧対照表で説明させていただきます。

まず最初に、改正の概要につきまして簡単に説明させていただきますと、被保険者の住所地特例について改正がなされるものがございます。住所地特例といいますのは、被保険者が施設等に入所した場合、住所が変更になっても前住所地の被保険者とすることで、施設所在地の負担の偏りをなくす制度でございます。

現行制度においては75歳以上、つまり後期高齢者になってからの住所地特例制度となっており、施設入所中に75歳になった場合は適用されず、その施設がある広域連合の被保険者となっていたことから、このたび国民健康保険法の住所地特例を準用し、改正を行うものがございます。

それでは、その内容について、新旧対照表の3分の1ページから説明させていただきます。

左側が現行条例、右側が改正案、下線部分が改正箇所となっております。

ただいま説明しました住所地特例につきましては、第3条の「保険料を徴収すべき被保険者」より改正させていただくものがございますが、このことが国の法律の後期高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2に規定されたことから、この条文番号を追記するもので、(2)号の規定が基本となりまして、第(3)号、第(4)号の規定につきまして

は、継続して2つ以上の施設を利用している場合などのことについて規定しております。また、第(5)号の規定につきましては、国民健康保険の住所地特例を後期高齢者になった後も引き継ぐということを新しく規定したものでございます。

次に、3分の2ページ、3分の3ページにおきましては附則についてですが、平成20年度の後期高齢者医療制度が新設されたときの特例規定が記載されておりますので、現在は必要ないことから、この部分を削除させていただくものでございます。

改正内容は以上でございまして、この条例の施行日でございますが、条例本文に戻っていただきまして、下の部分でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上が木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(中川和子君) 事務局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中川和子君) 御質疑もないようですので、御質疑を終わりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中川和子君) 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第16号、木曾岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長(松本 大君) それでは、議案第16号、木曾岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

木曾岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段の提案理由ですが、介護保険法及び老人福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布を行い、この条例を改正する必要がある、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある、これがこの議案を提出する理由でございます。

ページを3枚ほどめくっていただいて、4ページの新旧対照表のほうで説明のほうをさせていたいただきたいと思います。

まず、1つ目なんですけれども、木曾岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてでございますが、まずは、この指定介護予防支援事業者であります、地域包括支援センターが担う業務の中に位置づけられている事業でございます。

それでは、新旧対照表で、表内の上から14行目の改正、改正案のほうの列のほうで見させていただきまして、改正は、「障がい者に係る相談支援事業者」を加えるものでございます。これは障がい者の生活に関して加えるものでございます。

次に、下から4行目の改正は、利用者のサービスに対して公平性を保つために、複数の指定介護予防サービス事業者等の照会を求めることができるように改めるものでございます。

5ページのほうを見させていただきまして、上から5行目の改正は、介護と医療の連携を図るために、「病院等に担当職員の氏名及び連絡先を伝える」ことを加えるものでございます。

6ページをお願いします。

6ページのところで、上から8行目の改正は、計画作成に利用者及びその家族の参加を基本とする旨を加えるものでございます。

次に、下から11行目の改正は、利用者の同意を得て、医師等から医療関係の情報提供について加えるものでございます。

7ページをごらんください。

7ページは、下から6行目の改正は、医療サービス利用のために医師等の意見を求めた場合には、介護予防サービス計画を医師等に交付しなければならない旨を加えるものでございます。

8ページをお願いします。

2つ目の内容でございますが、木曾岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、新旧対照表で説明させていただきます。

まず、介護保険法の改正に伴い、新たな介護保健施設として介護医療院が創設されたことによりまして、関係する各条に介護老人保健施設という施設の次に、「介護医療院」というものをそれぞれ各条のところに加えるものでございます。

9ページをお願いします。

9ページで、上から3行目の改正で、身体的拘束等の適正化を図るため、検討する委員会の開催及び周知、指針の整備、研修会の定期的な実施について加えるものでございます。これは身体的な拘束をきちっと適正に行うために、このようなものを加えるものでござい

ます。

10ページをお願いします。

3つ目の内容ですけれども、木曾岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例でございますが、これは、先ほど2つ目の条例の改正と、先ほどの内容と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

3ページに戻っていただきたいと思います。

3ページへ戻っていただいて、一番下のところなんですけれども、附則であります、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○委員長（中川和子君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第17号、木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、議案第17号の木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするということで、下段の提案理由でございますが、介護保険法第129条の規定により、第7期介護保険事業計画に基づき介護保険料率を改正する必要がある、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある、これがこの議案を提出する理由でございます。

1ページを飛ばしていただいて、2ページの新旧対照表で説明のほうをさせていただきますと思います。

まず、表内の右側の改正案のほうで説明させていただきます。上から2行目と、1枚めくっていただいて、4ページの下から4行目のところに、「平成30年度から平成32年度まで」というふうな期間を改めるもので、これは先ほど言いました第7期の介護保険事業計画の期間でございますので、今回、ここを、期間を改めるものでございます。

2ページに戻っていただいて、また改正案のほうでいいますと、上から9行目以降の改

正で、それぞれ金額のほうが下線部分で改正されているかと思いますが、これは、介護保険料の第1段階から第10段階までの一部の段階の対象基準、対象基準の金額も今回改めていますので、各段階、10段階の保険料をそれぞれ改めるものでございます。

1ページに戻っていただきたいと思います。

1ページに戻っていただいて、下のほうに附則とありますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

簡単ではありますが、説明のほうを終わらせていただきます。

○委員長（中川和子君） 事務局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第18号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長（松本 大君） 議案第18号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について説明をさせていただきます。

16ページ、17ページをお願いしたいと思います。所管部分の説明をさせていただきます。

それでは、歳入の内容から説明させていただきます。

11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金は、本年度予算額1,598万5,000円、対前年比556万6,000円減額するものでございます。減額の主な要因は5節の保育料負担金で、町立の保育園の保育料の平成30年4月入所予定者教育・保育給付費の広域で受け入れしている園児分の保育料でございます。

次に、2目衛生費負担金では、本年度予算額54万5,000円、対前年比2,000円増額するものでございます。療育医療自己負担金、各種教室及び各種健診に係る利用者負担金でございます。

以上です。

○教育課長（西川幸男君） 変わりました、4目でございます。教育費負担金では、2,092万6,000円を計上し、前年度と比較して20万1,000円の減額でございます。この費目におきましては、ホリデー教室や公民館講座などの開講を予定しておりますことから、この自己負担金を受け入れるものでございます。

また、3節学校給食費負担金では、幼稚園児50名、小学生295名、中学生161名と教職員、あるいは非常勤講師の給食費の年間負担見込み額を計上したものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 18ページ、19ページをお願いします。

12款使用料及び手数料、1項使用料、1目民生使用料は、本年度予算額5,000円、対前年と同額とするものでございます。福祉教育センターの使用料でございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 2目衛生使用料では、本年度45万5,000円、前年度と同額でございます。火葬場使用料から霊園使用料まで前年度実績に基づき平成30年度見込み額を計上するものであり、説明欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 5目教育使用料は、本年度予算額361万円、対前年比21万7,000円増額するものでございます。幼稚園使用料で、町立幼稚園の平成30年4月の入所予定者の幼稚園授業料でございます。

以上です。

○教育課長（西川幸男君） 教育所管部分につきましては、2節の公民館使用料から10節の町民ホール使用料まで、47万7,000円を計上しております。それぞれの施設の利用料を条例規則等に沿って計上したもので、前年度ベースの配置としております。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 次に、20ページ、21ページに行きまして、2項手数料、2目の衛生手数料でございます。本年度472万9,000円、前年度比較7万3,000円の減でございます。塵芥処理手数料から、22ページ、23ページに行きまして、火葬済み証明手数料までにつきましては、前年度実績から平成30年度見込みを計上するものであり、説明欄記載のとおりでございます。

次に、13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金では、本年度1億476万円、前年度比較570万4,000円の減でございます。住民課の所管では、国保保険基盤安定負担金でございますが、国保保険料の軽減に係る国の支援金であり、算出されました保険者支援分の2分の1を見込み、前年度比較8万6,000円の減となるものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管としまして、減額の主な要因ですが、3節の障がい者自立支援給付費等国庫負担金としまして、障がい者の医療、福祉サービス、補装具等の給付に対する国庫負担金でございます。

2目衛生費国庫負担金は、今年度予算額10万円、対前年と同額とするものでございます。

2節の母子保健衛生費国庫負担金として、未熟児の入院治療費分に対する国庫負担金で

ございます。

24ページ、25ページをお願いします。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は、本年度予算額1,165万9,000円、対前年比1,513万9,000円減額するものでございます。福祉健康課所管としまして、1節の障がい者自立支援給付費等国庫補助金では、地域生活支援事業補助金としまして、障がい者の相談事業及び日常生活用具の給付に対する国庫補助金でございます。

2節児童福祉費補助金では、子ども・子育て支援交付金としまして、子育て包括支援センター及び学童保育所事業に対する補助金でございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございますが、後期高齢者医療特別会計において平成31年度より保険料の軽減特例が変更になることから、電算システム改修費105万6,000円を受け入れるものでございまして、100%補助となるものでございます。また、この科目の大きな減額要因といたしましては、前年度に終了した臨時福祉給付金の補助金1,643万6,000円が減額となったものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 2目衛生費国庫補助金は、本年度予算額86万5,000円、対前年比81万5,000円増額するものでございます。増額の主な要因は、2節の母子保健衛生費国庫補助金としまして、本年度からの補助金であり、産前産後サポート事業補助金として、助産師等の専門家やシニア世代が話し相手となる相談支援により、妊産婦の孤立感の解消を図るための事業に対する補助金でございます。

以上です。

○教育課長（西川幸男君） 3目教育費国庫補助金におきましては、7万6,000円を計上して、前年と比較しまして1万9,000円の増額でございます。小学生5名に対する特別支援教育就学奨励費の補助金を受け入れるものでございます。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 次に、26ページ、27ページに行きまして、3項1目民生費委託金では、本年度300万3,000円、前年度比較126万4,000円の増でございます。住民課所管では、国民年金事務委託金でございますが、国民年金事務に要する人件費と物件費、協力連携費相当額を交付金として受け入れるものと、今年度は年金届出書の電子媒体化に伴う電算システムの改修補助金が133万9,000円の増額となっております。これは国の100%補助となるものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管としまして、2節児童福祉費委託金としまして、特別児童扶養手当の取り扱いの交付金でございます。

次に、14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、本年度予算額5,950万4,000円、対前年比234万円減額するものでございます。福祉健康課所管としまして、減額の主な要因は、4節の障がい者自立支援給付費等県負担金の障がい者自立支援介護給付費等負担金としまして、障がい者の医療、福祉サービス、補装具等の給付に対する県負担金でございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、国保保険基盤安定負担金でございますが、国保事業の支援及び保険料の軽減に係る県の補助金と、助成金といたしまして、保険者支援分の4分の1、保険料軽減分の4分の3を受け入れるものであり、前年度比較で90万1,000円の減となるものでございます。また、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金では、保険料の軽減に係る県の助成金として、保険料軽減分の4分の3を受け入れるものであり、前年度比較で134万4,000円の増となるものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 2目衛生費県負担金としまして、本年度予算額37万5,000円、対前年と同額とするものでございます。

1節保健事業費の負担金としまして、特定不妊治療負担金、養育医療費の給付の事業県負担金に係る負担金でございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次に、28ページ、29ページでございます。

2項1目民生費県補助金では、本年度2,675万2,000円、前年度比較132万4,000円の増でございます。住民課所管では、障がい者医療費補助金、子ども医療費補助金、ひとり親家庭等医療費補助金などの福祉医療費に係る県単分の補助金を受け入れるものでございまして、福祉医療費総額で1,767万7,000円を見込み、前年度と比較して44万2,000円の増となるものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管としまして、増額の主な要因は、6節の児童福祉費補助金の地域子ども・子育て支援事業費補助金としまして、子育て包括支援センターに係る補助金でございます。

2目の衛生費県補助金としまして、本年度予算額395万円、対前年比121万3,000円増額するものでございます。

3節の保健事業補助金としまして、健康増進事業補助金では、健康診断及び健康教育等に係る補助金、地域自殺対策事業補助金では、今年度に自殺対策計画の策定が義務づけられたため、策定費用に対する補助金でございます。

以上です。

○教育課長（西川幸男君） ページを渡っていただきまして、30、31ページをお願い

します。

7目教育費県補助金で、35万円を計上しております。前年度と同額でございますが、放課後子ども教室推進事業補助金では、ホリデー教室の年間開催計画に基づいた補助金、学校支援本部推進事業補助金では、土曜チャレンジ事業の開催に係る補助金を受け入れるものでございます。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 次に、3項委託金、2目民生費委託金では、本年度18万9,000円、前年度比較2万円の減でございます。人権啓発活動活性化事業委託金として、人権講演会等の啓発経費を受け入れるものでございます。

次に、3目の衛生委託金では、本年度1万1,000円、前年度比較1,000円の増でございます。人口動態調査事務費交付金として、人口動態調査票の作成事務費を受け入れるものでございます。

以上でございます。

○教育課長（西川幸男君） ページを、34、35ページをお願いします。

17款繰入金、2項7目夢とふれあい教育基金繰入金でございます。本年度340万円を計上し、前年と比較しまして172万円の増額でございます。歳出におきます就学奨学金貸与事業に要する経費と児童用図書購入費の財源として、繰り入れを予定するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 38ページ、39ページへお願いします。

5目雑入としまして、本年度予算額1,783万9,000円、対前年比239万5,000円増額するものでございます。福祉健康課所管としまして、2節の過年度収入で、過年度の国の負担金の収入と、県の負担金の収入の追加交付分を受け入れるものでございます。

3節の雑入では、福祉健康課所管の主なものとしまして、最下段の介護予防サービス計画料で、平成30年度から地域包括支援センターを直営化することにより、指定介護予防支援事業所として、介護予防サービスケアプラン作成料を受け入れるものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管の雑入といたしましては、雑入の一番上から6行目の資源ごみ売却手数料として回収業者からの売却益を、また、下から5行目の火葬場水道使用料として源緑輪中地区より墓地の水道使用料を、それぞれ受け入れるものでございます。

以上でございます。

○教育課長（西川幸男君） 教育課所管では、町史等の頒布代及び小学校にあります太陽光発電の電力販売料などを見込んだものでございます。

続きまして、19款諸収入、5項1目の貸付金元利収入におきましては、本年度528万円を計上し、前年度と比較しまして24万円の減額となっております。このうち教育所管部分におきましては、夢とふれあい教育基金の貸付金の返還金としまして8名分を予定し、128万円を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、歳出の説明をさせていただきます。

82ページ、83ページをお願いします。

それでは、歳出の真ん中のところ、中段部分から説明させていただきます。

3款民生費1項社会福祉費、1目社会福祉総務費としまして、本年度予算額1億8,646万2,000円、対前年比264万円増額するものでございます。福祉健康課所管としまして、増額の主な要因は、84、85ページのほうに送っていただいて、13節の委託料の業務委託料としまして、南部幼稚園・保育園の跡地の利用の基本設計の委託料に要する経費でございます。南部幼稚園・保育園施設を有効利用するために、最善の施設利用を検討するために計上しております。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、82ページ、83ページでございますが、福祉医療事業、人権啓発事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療の事務に要する経費を計上しております。主なものとしたしましても人件費と、あと、福祉医療事務に係る電算委託業務及び人権講演会の講師派遣委託料は、84ページ、85ページでございます。86ページ、87ページにつきましてはの負担金、補助及び交付金につきましては、後期高齢者医療広域連合の負担金でありまして、負担案分根拠は人口割が45%、高齢者人口割が45%、均等割が10%でございます。

88ページ、89ページの繰出金では、国民健康保険と後期高齢者医療特別会計の繰出金であります。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 2目社会福祉施設費としまして、本年度予算額3,698万7,000円、対前年比41万8,000円増額するものでございます。主なものとして、平成30年度予算から南部幼稚園・保育園施設の電気代など施設管理に必要な費用を追加計上しております。

それでは、90ページ、91ページをお願いします。

3目老人福祉費としまして、本年度予算額9,492万5,000円、対前年比558万円減額するものでございます。減額の主な要因は、92、93ページのところの13節の委託料で、平成29年度予算においては高齢者の福祉計画第7期の介護保険事業計画策定業務の費用が計上されていたんですが、その分、減額となっております。あとは例年とそう大きく変わるものではございません。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、95ページのところでございます。

負担金、補助及び交付金のところで、この一番下のところに長寿医療健康診査費用助成金でございますが、いわゆる後期高齢者の方に対する特定健診の自己負担金の助成金でございますが、19万6,000円を計上し、対象者410名分を見込んでいるものでございます。

次に、96ページ、97ページの国民年金費では、本年度1,079万1,000円、前年度比較224万2,000円の増でございます。この科目では、年金事務に要する経費を計上しており、主なものは職員1名分の人件費でございますが、また、本年度では、年金生活者の支援給付金及び届出書の電子媒体化に向けての電算事務改修委託料が増額予算となっているものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 6目障がい者福祉費としまして、本年度予算額1億2,034万7,000円、対前年比1,853万8,000円減額するものでございます。減額の主な要因は、98、99ページをお願いします。13節委託料で、平成29年度予算においては、木曾岬町の障がい者計画第5期の障がい者福祉計画策定業務の費用が計上されていたことにより減額となっております。ほかの内容につきましては、例年と大きく変わることがございませんので、以上です。

100ページ、101ページのほうをお願いします。

また、20節の扶助費では、上から7行目の自立支援給付費としまして、介護給付費関連等給付、相談支援給付、障がい児通所給付などに要する経費を、平成29年度実績及び推計により見込み額を算出した結果、減額となっております。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、98ページ、99ページの一番上のところの役務費の証明料と扶助費の障がい者医療費助成金でございますが、福祉医療制度に基づく障がい者医療に係る助成経費を計上してありまして、前年度比較61万6,000円の減となるものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 100ページ、101ページをお願いします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費としまして、本年度予算額1,591万2,000円、対前年比313万8,000円減額するものでございます。減額の主な要因は、102ページ、103ページをお願いします。8節の報償費の指導員等の謝礼金で、臨床心理士の謝礼金を衛生費の母子保健衛生事業費に科目がえしたことにより、減額となっております。

104ページ、105ページへお願いします。

2目の児童措置費としまして、本年度予算額1億658万3,000円、対前年比132万5,000円増額するものでございます。福祉健康課所管の主なものとしまして、20節扶助費としまして、すこやか赤ちゃん出産祝い金7人分に要する経費を計上しております。

106ページ、107ページをお願いします。

児童手当及び子ども手当費として、対象者663人分に要する経費を計上しております。以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、1つ戻っていただきまして、104ページ、105ページの役務費の証明料と扶助費の子ども医療費助成金でございますが、福祉医療制度に基づく子ども医療費に係る助成経費を計上しております。前年度比較194万9,000円の増となるものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 106ページ、107ページのところの3目の母子福祉費としまして、本年度予算額276万5,000円、対前年比23万6,000円増額するものでございます。福祉健康課所管の主なものとしましては、8節の報償費としまして、母子・父子家庭児童の生徒の慰問費で、24人分に要する経費を計上しております。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、役務費の証明料と扶助費のひとり親家庭等医療費助成金でございます。福祉医療制度に基づくひとり親家庭等の医療費に係る助成経費を計上しておりますが、前年度比較27万6,000円の増となるものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 5目保育所費としまして、本年度予算額9,212万6,000円、対前年比528万3,000円減額するものでございます。保育所費では、保育所の運営管理に必要な経費を計上しており、平成30年度から両園の統合に伴い、予算額が減額となっております。まず、主なものとしまして、110ページ、111ページをお願いします。15節工事請負費としまして、木製遊具を設置する工事費に要する経費を計上しております。この費用に対しては、みえ森と緑の県民税市町交付金となり、10割補助となっております。

112ページ、113ページをお願いします。

6目学童保育費としまして、本年度予算額522万6,000円、対前年比37万1,000円増額するものでございます。主なものとしまして、13節の委託料としまして、事業委託料は学童保育所クローバーへの運営委託に要する経費を計上しております。

3項1目災害救助費としまして、本年度予算額8万3,000円、対前年比22万1,000円減額するものでございます。主なものとしましては、25節積立金の災害救助積立金の利息分の積み立てに要する費用を計上しております。

114ページ、115ページへお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費としまして、本年度予算額4,899万3,000円、対前年比410万7,000円増額するものでございます。増額の主な要因は、19節負担金、補助及び交付金の、116ページ、117ページをお願いします。上から9行目の海南病院の施設の整備補助金と、この中の救命救急センターの運営補助金280万円でございます。

2目保健施設費としまして、本年度予算額237万5,000円、対前年比80万6,000円増額するものでございます。増額の主な要因は、15節工事請負費で、保健センターの窓ガラス飛散防止フィルム張り工事に要する経費でございます。こちらにつきましては、県補助金としまして2分の1の補助を受けるものでございます。

3目の予防費としまして、本年度予算額1,243万3,000円、対前年比127万3,000円減額するものでございます。減額の主な要因は、118ページ、119ページの13節委託料で、小児等への定期接種などの対象者の減少により減額となっております。

4目母子保健衛生事業費としまして、本年度予算額1,234万9,000円、対前年比523万9,000円増額するものでございます。増額の主な要因は、8節報償費で、臨床心理士の謝礼金を民生費の児童福祉総務費から科目がえしたことによる増額でございます。

13節委託料の電算委託料では、本年度から運用を開始する健康管理システム利用に要する経費の追加による増額でございます。

120ページ、121ページをお願いします。

中段の5目成人等保健事業費としまして、本年度予算額1,578万2,000円、対前年比103万5,000円減額するものでございます。主なものとしまして、122ページ、123ページをお願いします。13節委託料としまして、計画策定委託料では、自殺対策基本法により、市町村においても自殺対策計画策定が義務づけられたことにより、自殺対策計画策定委託料に要する経費を計上しております。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次に、6目環境衛生費では、本年度714万2,000円、前年度比較68万6,000円の増でございます。この科目では、畜犬管理事業、火葬場運営事業、グリーンカーテン事業及び家庭用新エネルギー等普及支援事業に要する経費を計上しております。主なものといたしましては、124ページ、125ページの委託料では火葬業務委託料や、工事請負費では、点検結果に基づく火葬炉内セラミックの張りかえ修繕工事や、負担金、補助及び交付金では、126ページ、127ページに行きまして、家庭用新エネルギー等普及支援事業補助金であり、その他、説明欄記載のとおりでございます。

次に、2項1目し尿処理費では、本年度789万円、前年度比較208万3,000円の減でございます。この科目では、桑名・員弁広域連合への構成自治体負担金を計上しております。負担金については、し尿陸上処理施設の当町負担分で、管理運営費及び施設建設費の公債費償還分相当額でございます。管理運営費の内訳につきましては、搬入実績に基づき、一般会計負担分が17%、農業集落排水会計負担分が83%でございます。

次に、2目の塵芥処理費では、本年度1億3,499万1,000円、前年度比較1,079万2,000円の減でございます。この科目では、職員2名分の人件費と、町のごみ処理に係る経費を計上しております。主なものといたしましては、報酬では、ごみリサイクル等推進協議会の委員報酬として2回分を計上、128ページ、129ページに行きまして、報償費では、資源ごみ回収事業地区報償金を計上、需用費の消耗品ではごみ袋の購入代、委託料ではごみ収集・投機委託料及び資源ごみ収集委託料の計上、130ページ、131ページの備品購入費では、集塵箱2基分の購入費、負担金、補助及び交付金では、桑名広域清掃事業組合負担金を計上しております。

なお、この科目の前年度予算に対しての減額要因は、桑名広域清掃事業組合の管理費等の見直しにより、桑名広域清掃事業組合負担金が988万9,000円減額となったことによるものでございます。

次に、3項1目の公害対策費では、本年度92万4,000円、前年度比較7万9,000円の減でございます。この科目では、環境及び公害対策に対する費用を計上しております。主なものといたしましては、報酬では、環境審議会委員報酬として2回分を計上、委託料では、132ページ、133ページに行きまして、毎年定期的に行う騒音・振動調査の委託料、負担金、補助及び交付金では、広域連合への負担金であり、その他は説明欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（中川和子君） 事務当局の説明が続いておりますが、ここで暫時休憩としたいと思います。休憩は1時までとりますので、1時からの開催をよろしくお願いいたします。お昼の休憩とします。

午前 11時30分休憩

午後 0時59分再開

○委員長（中川和子君） では、お昼の休憩を解いて、本委員会に戻します。

議案第18号の一般会計予算の教育総務費のページから、事務当局の説明を求めます。

○教育課長（西川幸男君） それでは、9款の教育費でございます。

172、173ページをお願いします。

9款教育費、1項1目の教育委員会費におきましては、124万4,000円を計上いたしております。前年度と比較しまして20万3,000円の増額となっております。この科目では、教育委員報酬、それから学校運営協議会などの教育関係の経常経費を計上

してありまして、増額となりました要因は、隔年で実施しております教育委員の見学研修経費を計上させていただいたものでございます。

続きまして、その下段、2目事務局費でございます。7,868万3,000円を計上しております。前年と比較しまして46万2,000円の減額となっております。この費目におきましては、教育長ほか6名の人件費、また、報償費では、いじめ問題や就学委員会関係の委員報酬を配置して、賃金では、補助職員1名、それから、英語の非常勤講師も雇い入れ、報償費におきましては、学校のICT支援員や研修会の指導力向上支援等の講師の招聘及び特別支援教育に係る謝金、ページ、渡っていただきまして、177ページになりますが、委託料関係では、安全監視員、小中学校の図書館業務、また、外国語の指導助手の経費を計上しております。また、備品関係におきましては、平成30年度に小学校で少し難聴の方の児童が入学されるということで、その方に対応すべく補聴器の補助器具の購入費を計上しております。

次に、項が変わりまして、178ページ、179ページの2項小学校費、1目学校管理費でございます。予算額が4,410万6,000円を計上しております。前年度と比較しまして976万4,000円の増額となっております。この要因につきましては、前年度と比較しますと、当初から工事請負費や備品購入費を計上したということで、昨年度は骨格予算となっておりますので、この増額となったものでございます。この科目では、小学校に係る管理費など経常的な経費を計上しております。賃金におきましては、用務員、少人数教育や補習学習に係ります非常勤講師、それから、学習支援員、生活支援員いわゆる介助員でございますが、を配置して予算計上しております。

ページを変えてきていただきますと、委託費、業務委託の関係で、防災設備やプール、機械器具点検に加えまして、新たに平成30年度は小学校の玄関側壁改修工事の設計単価の入れかえ業務を計上しております。

次に、ページ、渡っていただきまして、183ページ、工事請負費におきましては、経年劣化によります高圧設備の電灯用変圧器の取りかえ工事、それから、玄関横の側壁タイルの改修工事、女子トイレの洋式化改修工事とバリアフリー化のための昇降口ほか4カ所のスロープ設置工事を計上しております。

また、負担金、補助金におきましては、修学旅行や社会見学の補助金、扶助費におきましては、特別支援教育就学の学費に対する対象者5名分、それから、準要保護につきましては、児童で13名分を対象として見込み、予算計上させていただきました。

目が変わりました、184ページをお願いします。

教育振興費でございますが、予算額が639万9,000円、23万7,000円の増額となっております。その主な要因としましては、需用費関係で、平成30年度から教科化されます道徳の教師用指導図書などの購入予算を計上したことによるものでございます。また、使用料関係におきましては、児童用コンピューター機器のリース料30台分の予算

を計上させていただいております。

項が変わりまして、3項中学校費、1目の学校管理費におきましては、2,980万4,000円の計上し、前年と比較しまして173万7,000円の増額となっております。この科目におきましては、中学校の管理費など経常的な経費を計上しております。187ページの賃金関係では、用務員賃金、少人数教育支援非常勤講師、学習支援員などの賃金を計上しております。また、ページ、渡っていただきまして、189ページの原材料費におきましては、変更点はございません。

次に、備品購入費におきましては、武道館の畳の部分入れかえ50畳分でございますが、の経費を計上させていただいております。扶助費関係では、準要保護の生徒就学援助費として13名分を見込み、計上したものでございます。

続きまして、190、191ページの2目教育振興費でございますが、予算額が657万4,000円、11万7,000円の増額となっております。中学校経費の中で、各科目における消耗品や部活の消耗品などを計上し、また、委託料におきましては、情操教育などの予算、それから、使用料関係におきましては、前年同様に、生徒用コンピューターの35台分のリース代を計上させていただいております。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 192、193ページをお願いします。

4項1目幼稚園費としまして、今年度予算額2,869万2,000円、対前年比431万4,000円減額するものでございます。幼稚園費では、幼稚園の運営管理に必要な経費を計上しており、平成30年度から両園の統合に伴い、予算額が減額となっております。

以上です。

○教育課長（西川幸男君） 次に、ページを渡っていただきまして、194、195ページをお願いします。

5項の社会教育費、1目の社会教育総務費でございます。予算額900万3,000円を計上しております。前年と比較しまして344万1,000円の増額となっております。この科目では、社会教育指導員の配置や夏まつり、文化祭、成人式などの開催に伴う経費、それから、各種社会教育団体の運営に関する補助金を計上しております。

ページをめくっていただきまして、196、197ページにおきましては、委託料関係で、町民ホールの開館記念イベントの開催経費と、それから、同様に町民ホールの清掃経費を計上しています。その他の費目につきましては、説明欄記載のとおりとなっております。

次に、その下段、2目公民館費でございます。予算額が765万3,000円でございます。前年と比較しまして194万6,000円の減額となっております。この主な要因につきましては、新図書館開館に伴いまして、北部公民館の図書購入費を削減したものと

でございます。また、その他の経費としましては、北部公民館の補助職員1名の人件費、また、報償費関係では、公民館講座における講師料を計上させていただいております。

ページ、めくっていただき、198、199ページでございます。

委託料の関係では、北部公民館の平日や夜間、土曜日の開館管理費として、シルバー人材センターへの委託費を計上しております。

その下段、目が変わりまして、3目文化資料館費でございます。60万7,000円の予算計上をさせていただいております。前年と同額となっておりますが、この科目では、文化資料館の維持管理に係る経費を計上しておりますが、昨年と同様の配置をしております。詳細につきましては、説明欄記載のとおりとなっております。

次に、200ページ、201ページをお願いします。

目、変わりまして、4目の文化推進費でございます。20万8,000円を計上しております。前年と比較しまして2万円の減額となっております。この科目では、文化財保護や国際交流や文化推進費に係る経費を計上しており、主に修繕費におきましては、太鼓の皮の張りかえなどの経費を計上させていただいたものでございます。

その下段、目が変わりまして、図書館費でございます。5目の図書館費におきましては、予算額1,462万4,000円を計上いたしております。前年度と比較しまして661万円の増額となっております。この内訳といたしましては、図書館運営委員の報酬、それから、需用費関係では、新聞や雑誌ほか事務用消耗品、また、委託料関係では、週5日の館内清掃、それから図書館業務の業務委託、それから、使用料関係におきましては、書籍情報管理や貸し出し予約、利用管理などを行う図書館システムのリース料、また、備品関係では、一般図書と児童図書合わせて約2,000冊の購入経費を上げさせていただいております。

次に、202、203ページをお願いします。

項、変わりまして、6項保健体育費、1目で保健体育総務費でございます。予算額が994万円を計上しております。前年と比較しまして42万8,000円の減額になってございます。この科目におきましては、運動を通じて健康をつくり、軽スポーツの普及、社会体育事業に関する経費、また、社会教育団体に対する補助金などを計上しております。特に委託料関係におきましては、美し国三重市町対抗駅伝に関する運営経費、ページを渡っていただきますと、体育系の町民講座におきまして、一般を対象とした4講座の委託に加え、児童スポーツ促進事業委託として、スポーツに触れる機会の提供を目指して子どもの運動能力、初心者向けバスケットボールやちびっこサッカーなど8教室の開設を計画することから、この諸経費を計上させていただいたものでございます。

また、負担金、補助金におきましては、体育協会、スポーツ少年団、AZクラブなど、説明欄記載のとおり補助金を計上させていただいております。

次、その下段、2目の保健体育施設費でございます。1,852万3,000円を計上

いたします。前年度に比較しまして114万6,000円の増額となっております。町が管理します体育施設の維持管理に対する経費と、町体育館の平日、夜間、土曜日曜の施設管理費を計上いたしております。

次に、委託料関係におきましては、体育館の電気工作物保安管理や防火対策物の点検などの保守委託料に加えまして、木曾川グラウンドやちびっこ広場などの緑化管理業務を計上させていただいたものでございます。

ページを渡っていただきまして、206ページ、207ページをお願いします。

工事請負費関係では、小学校の敷地内に設置されております旧AZクラブ事務所の老朽化が進んだことによりまして、転用することもできないため、建物を解体する経費を計上させていただいております。

次に、その下段、目が変わりまして、3目学校給食費でございます。予算額が5,222万1,000円を計上し、前年より10万2,000円の増額となっております。児童、生徒や教職員に提供する給食の調理に係る予算を計上しておりまして、給食調理員6名分と運搬員1名の人件費、それから、原材料費におきましては前年並み、また、備品購入費におきましては、平成30年度におきましては、電気式の消毒保管機2台の予算を計上させていただいたものでございます。

以上で平成30年度の一般会計予算に係る所管部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（中川和子君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○副委員長（伊藤律雄君） 177ページ、節の18備品購入費ということでちょっとお尋ねしたいということと、そして、また、購入費については町が100%負担でよろしいですかということを知りたいのと、そして、もう一つは、192ページの幼稚園費の減額の431万4,000円、これを再度御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○福祉健康課長（松本 大君） では、先に、193ページのほうの幼稚園費のところ、統合に伴うということ減額ということ説明させていただいたかと思うんですが、施設が南部のほうから中部幼稚園・保育園のほうに統合されて1つになるということで、今回、光熱水費と通信運搬費等を全て保育所費のほうと案分で費用のほうを予算計上させていただいています。光熱水費等、電話代等の案分によって、費用のほうが減額しているというようところが要因ということなんです。

○副委員長（伊藤律雄君） 先生についてのあれとか、多くなったり少なかったりということは、そういうことで関係はしていないんですか。

○福祉健康課長（松本 大君） 職員に関しましては、平成29年度の当初も4人で、今回も4人の人員の計上でございます。

○教育課長（西川幸男君） 先ほどの事務局費の備品購入費でございますが、今年度、小学校に少し難聴の方が入学してみえます。個人で補聴器はもちろんつけていただいておりますが、それ以外に、例えば大勢の中に1人がいるとなかなか授業の様子が聞き取りにくいというような状況があります。その中で、先生にマイクをつけていただいて、先生の声がダイレクトに補聴器に連動して……。

〔「個人負担はあれへんのか」と呼ぶ者あり〕

○教育課長（西川幸男君） 個人負担につきましては、補聴器自身が子どもさんの分、それに付属する、先ほど説明させていただいた補聴器補助器具として予算を計上させていただいたもので、内容としては、先ほどの先生の声をダイレクトにとか、ほかの周りの子どもたちの動向が聞こえるような、音を拾うというような内容の補聴器の補助金になっております。

○副委員長（伊藤律雄君） それは100%町のほうで負担するということですね。

○教育課長（西川幸男君） この件につきましては町のほうで、個人のものにつきましては個人負担でということ。

○福祉健康課長（松本 大君） 補足で、先ほどの職員の人数については4人と4人で人数の変更はないんですけれども、職員の構成の関係で、給与等が減っています。申しわけございませんでした。

○委員長（中川和子君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（鎌田鷹介君） 22ページ、23ページの1目3節障がい者自立支援給付費等国庫負担金が前年度と比べると550万円以上減っているんですけど、これはさっきの退所者による減額ということでよろしいのでしょうか。

○福祉健康課長（松本 大君） そうです。先ほど自立支援給付費の関係で、対象者が減ってきているというのが要因で、それに伴って補助金のほうも減ってきているということです。

○委員長（中川和子君） よろしいですか。

○委員（鎌田鷹介君） もう一つは、38ページ、39ページの5目の雑入についてですけども、介護予防サービス計画料が雑入に入っているのがちょっと不思議なんですけど、これは何でなんですかね。

○福祉健康課長（松本 大君） こちらは、平成30年度から地域包括支援センターが直営化されます。直営化されるに伴って、今までは地域包括支援センターは社会福祉協議会のほうの事務所がありました。そこの事務所にあったことによって、こちらの計画料というのは指定介護予防支援事業所として行うケアプランの作成なんですけど、そのケアプランの作成費用というのは、今までは包括支援センターから国保連合会のほうへ費用が行って、その費用を国保連合会から、地域包括支援センターが社協さんにありましたので、社協さんに入っていた計画料なんです。この計画料はただ、町のほうに平成30年度から直営

化されることによって、包括支援センターが行ったものが国保連合会から、今度は社協じゃなくて、町のほうにケアプランの計画料が入ってくるものですから、この計画料が一般会計の雑入のほうに平成30年度から予算計上されるという内容でございます。

○委員長（中川和子君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（伊藤厚紀君） 95ページのところで、歳出のほうなんですけれど、介護予防ケアプラン委託作成料というのがまず一般会計のほうに入るのかということと、それから、125ページの工事請負費、修繕工事、これは火葬場のことだと思うんですけれど、この修繕というのはもう一回、どこらへんの、バリアフリーとか、そういうことを考えた修繕なのかということと、それから、207ページ、緑化管理委託料659万5,000円というのが、先ほどの補正の話では344万6,000円で済んだというような話で、お安く済んでいるという話をお伺いしたんですが、それでもことはやっぱり約659万5,000円を上げるんでしょうか。以上、3点をお伺いできれば。まず、介護予防ケアプラン作成委託料の。

○福祉健康課長（松本 大君） これも平成30年度からの内容になるかと思うんですが、介護予防のサービスのケアプランの作成の対象の2分の1を委託してここに費用が発生しますので、先ほどの178万9,000円の2分の1の89万4,500円をこちらで計上させていただくというものでございます。

○住民課長（山田克己君） 125ページ、火葬場関係の工事費の修繕費124万円ですけど、これは、古くなっていたので炉内の中にあるセラミック、それを張りかえる工事でございます。ですので、バリアフリーという関係ではありませんので、そういう工事ですので、お願いします。

○教育課長（西川幸男君） 緑化管理の関係ですが、緑化管理の659万5,000円の予算の内訳にしましては、業者に委託する分、これが約480万円と、それから、シルバー人材センターに、除草といいますか、雑草を取っていただくという労務費用と、2つに分けております。こちらが約180万円ということです。

まず、シルバーのほうにつきましては、場所としましては木曾川グラウンド、鍋田川グラウンド、ちびっこ広場、それと、そこにありますゲートボール場、今はあんまりというか、使われておりませんが、そちらの安全上のことも考えましてやらせていただいております。これが年によりまして非常に草が多い年であったりとか、そういうので精査させていただいて、その分、ことし減額させていただいたというのが1つと、それから、業者委託の分につきましては、土木工事の範疇になります。こちらにつきましては、県単価を採用しながら予算を組み立てていくということがありまして、結果的に請け負っていただく業者さんの努力によりまして契約単価が下がったということでございますが、もともと安いとか、見積もりによる設計を組んでおりませんので、そういった契約差金が出てきているものだというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（中川和子君） よろしいですか。

○委員（伊藤厚紀君） 介護予防ケアプラン委託料とかの話なんですけれど、これは一般会計に入ってくるもので、介護保険特別会計予算とか、そっちのほうに入る話ではないということではないでしょうかという確認です。それから、火葬場のほうは、バリアフリーとか、そういうことはまだ考えていないということで理解させていただきますが、そういう話もあってもいいのかなと思います。

それから、あと、原っぱの関係ですけれど、見積もりは高く、実施は安くみたいな感じで理解しておけばいいのでしょうか。

○教育課長（西川幸男君） 今の表現がいいのか悪いのかということはなかなか言い切れないんですが、土木単価というのは全国で、地域別に単価の若干の差はあるんですけれども、定められたものでありますので、それをこちらのほうで操作するということはできないので、見積もり時点ではその単価になってこようかなと思います。あとは、企業の努力ということで御理解いただければと思います。

○福祉健康課長（松本 大君） 先ほどの95ページの介護予防のケアプランの作成委託料が一般会計ではなく介護保険の特別会計ではないかという御質問なんですけど、こちらにつきましては、指定介護予防支援事業所が行う業務です。そうなりますと、これは総合事業以外の介護予防のケアプランの作成になりますので、この費用に関しましては、介護ではなくて一般会計の会計で、歳出のほう、この89万5,000円を予算計上するものでございます。

○住民課長（山田克己君） 火葬場のバリアフリーの関係なんですけど、これは休憩所のことを言ってみえるのでしょうか。

○委員（伊藤厚紀君） はい、そうです。

○住民課長（山田克己君） 休憩場のほうはことし、火葬場へ行く階段のところにお年寄りの方が上りづらいとかおりづらいということで、手すりをつけさせてもらった経緯もあります。そういうような修繕工事を毎年20万円ぐらい持っているんですけど、その中で将来は考えていきたいなと思っています。

○委員長（中川和子君） ほかに御質疑ございませんか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第19号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算に

ついてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長補佐（黒田和弘君） お手元の資料の 2 2 2 ページをお願いします。

議案第 1 9 号、平成 3 0 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

平成 3 0 年度三重県桑名郡木曾岬町の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 8 億 2, 5 0 0 万円と定めるものでございます。

めくっていただきまして、2 2 3、2 2 4 ページでございます。

第 1 表、歳入歳出予算でございます。

まず、このたびの国保制度の都道府県広域化によりまして、予算科目が大きく変わります。内容としては、今後は三重県が財政運営の責任主体となることから、県が各市町から保険料相当分の事業費納付金を徴収し、国の補助金などとあわせ県内医療費の調整を図り、各市町に必要医療費の全額を県支出金として交付をするものでございます。これによりまして、今まで市町で行っておりました医療費共同事業の必要がなくなり廃止となることから、予算総額が大きく減額となるものでございます。

まず、歳入では、1 款国民健康保険料から 9 款諸収入までの 8 つの款とそれに付随する 1 2 の項の構成となり、それ以降に記載のある科目は廃止となるものでございます。

めくっていただきまして、歳出につきましても、1 款総務費から 1 0 款予備費までの 9 つの款とそれに付随する 1 9 の項の構成となり、それ以降に記載がある科目は廃止となるものでございます。また、3 款国民健康保険事業費納付金は、新設となるものでございます。その予算総額は、歳入歳出同額の 8 億 2, 5 0 0 万円でございます。

めくっていただきまして、2 2 8、2 2 9 ページの事項別明細書により御説明をさせていただきます。

1 款国民健康保険料では、1 目一般被保険者及び 2 目退職被保険者に係る保険料について、平成 3 0 年度の世帯数 1, 0 1 7 世帯、被保険者数 1, 7 0 2 名を見込み、算定の基礎となる県への事業費納付金や保険料の軽減に係る保険基盤安定繰入金などを勘案し、保険料総額で 1 億 9, 4 1 1 万 7, 0 0 0 円と見込み、前年度比較 4, 0 8 2 万 8, 0 0 0 円の減となり、保険料率では、前年度並みの予算計上となっております。

めくっていただきまして、次に、2 款一部負担金では、1 目一般被保険者及び 2 目退職被保険者に係る現年度分、過年度分の一部負担金を計上しており、例年収入実績はございませんが、科目を置かせていただいているものでございます。

次に、3 款使用料及び手数料、1 目総務手数料では、本年度 7 万 3, 0 0 0 円でございます。主に督促手数料 9 0 0 件分を見込んでおります。

次に、5款県支出金では、この広域化によりまして、県から医療費などを受け入れる科目となるものですが、1項県負担金、補助金、1目保険給付費等給付金の普通交付金では、歳出の医療給付費の全額5億4,771万円を受け入れするものでございます。また、特別交付金の2,091万7,000円は、今までの地域特別調整交付金と同様に、保険者努力に対する支援分や、システム改修費などがあつた場合に対する特別調整交付金分及び医療費通知等保険者活動に対する県繰入金と特定健診等負担金では、今までと同様に、国3分の1、県3分の1の合わせて3分の2の負担金を受け入れるものでございます。

めくっていただきまして、6款財産収入、1目利子及び配当金では、本年度6,000円でございます。運営準備基金の預金利子見込み額を計上しております。

7款繰入金、1目一般会計繰入金では、本年度4,918万2,000円でございます。保険基盤安定繰入金につきましては、前年度と同じく、保険料の軽減に対し、国、県の負担金が一般会計を通じ交付されるもので、保険料軽減分では、県4分の3、町4分の1で1,688万円、保険者支援分では、国2分の1、県4分の1、町4分の1で980万円をそれぞれ受け入れるものでございます。また、一般会計繰入金では、国保財政の安定化を支援するために、事務費、出産育児一時金、医療費助成分を繰り入れるものでございます。

次に、1項1目運営準備基金繰入金は、科目を置かせていただくものでございます。

8款繰越金では、本年度1,298万1,000円でございます。前年度からの繰越金を過去の実績に基づき計上するものでございます。

次に、9款諸収入、1目延滞金及び、めくっていただきまして、2目過料については、保険料の延滞金及び過料として科目を置かせていただくものでございます。

2項1目預金利子では、歳計現金の預金利子見込み額を計上させていただくものでございます。

3項1目特定健診等受託料では、外部から委託があつた場合の受託料で、科目を置かせていただくものでございます。

4項の雑入につきましても、各項目とも科目を置かせていただくものでございます。

めくっていただきまして、236、237ページにつきましては、今回廃止となつた科目を記載したものでございます。

次に、歳出でございますが、240、241ページをお願いします。

1款総務費、1目一般管理費では、本年度597万8,000円でございます。この科目では、国保会計で雇用する臨時職員1名分の人件費及び国保会計の経常的な事務経費を計上しており、内容につきましては、説明欄記載のとおりでございます。また、この科目の減額の要因につきましては、国保広域化に伴う電算システムの改修費が減額になつたことによるものでございます。

めくっていただきまして、2項1目賦課徴収費では、本年度144万4,000円でご

ざいます。この科目では、保険料の賦課徴収に要する経費を計上しており、内容につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

次に、3項1目運営協議会費では、本年度12万9,000円でございます。国保運営協議会に要する経費を計上しており、その主な内容は、年3回予定しております運営協議会委員6名分の報酬であり、前年度と同額予算を見込んでおります。

次に、4項1目趣旨普及費では、本年度3万1,000円でございます。国保事業の啓発に要する経費を計上しております。

めくっていただきまして、2款保険給付費、1項療養諸費のうち、1目一般被保険者及び2目退職被保険者の療養給付費では、被保険者に係る医療費の保険者負担額を、2目及び4目の療養費では、柔道整復治療や補装具等の療養費の保険者負担額をそれぞれ計上しており、5目審査支払手数料では、これらの給付費に係るレセプト審査及び電算処理経費を計上、6目第三者行為求償事務手数料では、3件分の手数料を計上しており、療養諸費総額では、本年度4億8,168万円と見込み、前年度比較1,408万2,000円の減額でございます。

めくっていただきまして、2項高額療養費のうち、1目一般被保険者及び2目退職被保険者の高額療養費では、被保険者に係る高額療養費を計上し、3目及び4目的高額介護合算治療費では、介護受給者がいる世帯の介護合算適用者の高額療養費を計上しておりますが、前年度、支払い実績もございませんことから、科目を置くための経費として、前年度と同額を計上しております。以上、高額療養費総額では、本年度6,802万4,000円と見込み、前年度比較776万2,000円の増額でございます。

3項の移送費につきましては、被保険者の移送費に係る保険者負担額を計上しておりますが、こちらも支払い実績がございませんので、前年度同額の予算を計上しております。

めくっていただきまして、4項1目出産育児一時金では、本年度420万円でございます。この科目では、国保被保険者の出産に係る育児一時金を計上しており、平成30年度の支給見込み件数は10件分でございます。

2目支払手数料では、本年度3,000円でございます。国保連合会へのお産育児一時金の支払いに係る事務手数料を計上しております。

次に、5項1目葬祭費では、本年度75万円でございます。国保被保険者が死亡された場合の葬祭費を計上しており、平成30年度の支給見込み件数は15件分でございます。

次に、国民健康保険事業費納付金は、新たに科目を置くものでございます。国保広域化に伴う県への納付金で、前々年度医療費などにに基づき、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に分けて納付するもので、市町が徴収する保険料相当分になるものですが、国としては、この制度改革により著しく納付金が上昇する市町に対しましては、平成30年度から6年間をめどに激変緩和措置を図り、国の交付金が優先配分されます。なお、木曾岬町の平成30年度の激変緩和措置の金額は1,383万4,224円となっております。

既に納付金より控除をされております。

3款1項医療給付費分では、1目一般被保険者分及び、めくっていただきまして、2目退職被保険者分と合わせて1億7,203万9,000円の予算計上、次の2項後期高齢者支援金等分では、1目一般被保険者分及び2目退職被保険者分合わせて5,171万5,000円、めくっていただきまして、3項介護納付金分では、1目介護納付金分で1,985万7,000円の予算計上となっております。

次に、4款共同事業拠出金では、事業終了により廃止となるものでございますが、事業の清算に伴い予算科目を置くものでございます。

めくっていただきまして、6款保健事業費、1目特定健康診査等事業費では、本年度995万2,000円でございます。国保被保険者の基本健診と保健指導に要する経費を計上しております。主なものとしましては、被保険者の特定健診に係る医療機関等への委託料と健診経過の管理委託料で、その他、説明欄記載のとおりでございます。

次に、2項1目保健衛生普及費では、本年度20万1,000円でございます。この科目では、国保被保険者の健康増進を図るために要する経費を計上しており、内容につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

めくっていただきまして、7款基金積立金では、本年度7,000円でございます。運営準備基金の預金利息見込み額を基金へ積み立てるものでございます。

8款公債費、1目利子では、本年度1万8,000円でございます。一時借入金の利子相当額を計上しております。

9款諸支出金、1目一般被保険者保険料還付金及び2目退職被保険者等保険料還付金については、いずれも過年度保険料の還付見込み額を計上しております。

めくっていただきまして、3目保険給付費等交付金、償還金では、過年度補助金などの償還金の予算計上でございます。

次に、10款予備費では、本年度832万8,000円を計上し、この金額をもって歳出の予算額を調整させていただいております。

以降、263ページまでに記載の科目につきましては、今回廃止となるものでございます。

264、265ページにつきましては、国保会計に係る給与費明細書でございます。

次の266、267ページにつきましては、国保会計に係る債務負担行為の調書でございます。

以上で平成30年度国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

○住民課長（山田克己君） 補足説明をさせていただきたいんですけど、戻っていただいて、243ページの運営協議会費の中の報酬の中の名前が条例改正するんですが、その前の名前になっているわけなんです。国民健康保険運営協議会委員報酬になっていますが、これは条例が通りますと、先ほど条例改正で説明させていただきました国民健康保険事業

の運営に関する協議会委員に変わりますので、そのように変わってきますので、よろしく
お願いいたします。

〔「そこだけか」と呼ぶ者あり〕

○住民課長（山田克己君） はい、ここだけです。お願いします。

○委員長（中川和子君） 今、事務当局から説明がありましたように、国民健康保険運営
協議会の委員報酬のところは、条例が通ったら、今回条例改正で行う協議会名に変更する
ということによろしいですね。

それと、もう一点、いただいた資料で確認をしたんですけど、先ほど264ページの給
与費明細書のところがありましたよね。その職員の数ですが、ゼロになっているんです
けれど、ほかのところを見ると1人というような職員の形になっているのに、国保も1人
職員はいると思うんですが、このような資料の数でよろしいですか。

○住民課長（山田克己君） ここは臨時職員だけ、レセプト点検員がいるだけですので、
正職員は一般会計で支出されていますので、ここにはおりません。

○委員長（中川和子君） わかりました。ありがとうございます。

事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

よろしいですか。

○委員（伊藤好博君） 国保が広域化されて変わってくるんやけど、これは単純に言って、
各市町の負担というのはこれで軽減になっていくのか、そういうことと、それから、対象
者に対するメリット、デメリットというのか、対象者が変更によって受けるよいところと
いうか、悪いところは出てこないのか。見ておるとはっきり、条例改正もあれなんです
が、市町としては、事務関係等で広域でいいとは思いますが、対象者は何かメリッ的なも
のというのか、デメリットが出てこないの、この変更によって。

○住民課長（山田克己君） まず、各市町が軽減になるのかということなんですけど、こ
れは変わらずということで、逆に1つ、被保険者が県がふえるということで経費はかかる
んです。ですので、ふえるんですが、その辺を激変緩和措置というので国から補助金をい
ただいて、それで今のように変わらない形にしていくというような形で進んでおります。

被保険者に何が得があるかということなんですけど、ほとんど変わらないんですけど三
重県が1つの保険者になりますので、高額が4回以上あると多数該当ということで、かな
り安くなるんですけど、それは市町村が変わってしまうと、それはまた最初のゼロに戻っ
てしまうんですけど、三重県内の移動であればそれは引き継がれるというようなことが1
つ大きなメリットがあるということで、三重県内で1つになりますので、そういうことが
保険者にとっては有利になることもあるんですけど、そのほかは特に変わらないというこ
とで、なぜこれが行われるかという、ちっちゃい保険者がもし大きな医療費がかかった
ときに赤字で潰れてしまうというか、そういう場合を防ぐために財政的な医療費を1本化
にして、そういうところを助け合いましょうということで、まず広域化が進んでいくとい

うことでございます。今後は、保険料についても平準化ですか、県を1つの保険料にしていきたいというのは、県はそのように考えて進めていきたいということは言っております。

以上です。

○委員（伊藤好博君） そうしたら、各市町単独で運営委員会委員を持つわけやけど、それは独自でできることがあるから運営委員が必要なのか、運営委員さんの今までとのかかわりというのか、かかわりはどういうことなの、そのところがわからんのや。

○住民課長（山田克己君） 今までと同じように、保険者で行う保健事業は各自で行うことになっていますので、それを協議していくということと、あと、保険料についても県の標準保険料率は示されますが、最終的に決めるのは市町ですので、それを諮っていただくの運営協議会が要るということです。

以上です。

○委員長（中川和子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第20号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長補佐（黒田和弘君） それでは、お手元の資料268ページでございます。

議案第20号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算について説明をさせていただきます。

平成30年度三重県桑名郡木曾岬町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,700万円と定めるものがございます。

めくっていただきまして、第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入については、1款後期高齢者医療保険料から5款繰越金までの5つの款と、それに付随する6つの項で構成し、歳出では、1款総務費から5款予備費までの5つの款と、それに付随する6つの項でそれぞれ構成し、その予算総額は、歳入歳出同額の1億3,700万円でございます。

めくっていただきまして、272、273ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細で御説明をさせていただきますが、まず、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料では、75歳以上の被保険者数を910人と見込み保険料を

計上しており、内訳として、1目特別徴収保険料では、本年度4,162万9,000円、2目普通徴収保険料では、本年度1,801万3,000円、合わせて保険料総額で5,964万2,000円と見込むもので、前年度比較1,201万円の増額となっております。この保険料につきましては、広域連合から示されるもので、医療費の伸びや被保険者の増加により増額となったものでございます。

次に、2款使用料及び手数料、1目督促手数料では、1万2,000円でございます。督促手数料として前年度実績に基づき150件分を計上しております。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金でございますが、まず、1目事務費繰入金では、広域連合への共回事務費と当会計の事務費分として1,003万9,000円、2目保険基盤安定繰入金では、当会計の安定化を図るため保険料の軽減相当額に対し、県、町の負担分として1,362万8,000円、3目療養給付費繰入金では、医療費の町負担分12分の1として5,323万4,000円とそれぞれ見込み、一般会計からの繰入金総額では、本年度7,609万1,000円と見込み、前年度比較688万3,000円の増額となるものでございます。

次に、4款諸収入、2項1目預金利子では、1,000円でございます。歳計現金の預金利子相当額を計上するものでございます。

次に、3項雑入、3目過年度保険料精算金では、過年度分保険料の精算に伴う返還金として科目を置くものでございます。

めくっていただきまして、5款繰越金では、本年度44万3,000円でございます。前年度からの繰越金でございますが、過年度の実績を推計し、予算計上をしております。

めくっていただきまして、278、279ページをお願いします。

続いて、歳出でございますが、1款総務費、1項1目一般管理費では、本年度248万1,000円でございます。この科目では、後期高齢者医療特別会計で支出する経常的な事務経費を計上しており、主なものとしては、電算業務に伴う機器の保守及び委託料でございますが、平成31年度より保険料の軽減特例が変更になることから、システム等改修委託料として105万7,000円の増額予算となっております。なお、この費用につきましては、100%国の補助金で賄われるものでございます。

次に、2項1目賦課徴収費では、本年度109万6,000円でございます。この科目では、保険料の賦課徴収に要する経費を計上しており、主なものとして、保険料決定通知書の印刷代、郵送代、電算業務の委託料などがございます。

めくっていただきまして、2款後期高齢者医療広域連合納付金では、本年度1億3,296万5,000円でございます。広域連合への負担金でございますが、歳入で受け入れる保険料相当額、一般会計から繰り入れする軽減支援分、事務費繰入金のうち広域連合への共通経費として、一般管理費、健康診査等に伴う経費の負担分及び医療費の町負担分などを要するものであり、前年度比較1,782万6,000円の増額でございます。

次に、3款諸支出金、1項1目保険料還付加算金では、本年度10万円でございます。過年度分保険料の変更に伴う還付金でございます。

次に、繰出金の一般会計繰出金においては、前年度の療養給付費の返還があった場合の科目ですので、今年度より必要に応じて補正予算で対応させていただくものでございます。

めくっていただきまして、4款公債費、1目利子では、7,000円でございます。この科目では、一時借入金の利子相当額を計上するものでございます。

5款予備費では、35万1,000円を計上し、この金額をもって歳出の予算額を調整させていただいております。

以上で平成30年度後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

○委員長（中川和子君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第21号、30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、284ページをお願いします。

議案第21号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金、第2条第1項、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,500万円と定める。

歳出予算の流用、第3条第1項、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

（1）保険給付額の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用であります。

それでは、歳入について説明させていただきます。

285、286ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算についてでございますが、まず、歳入については、10の款とそ

れに付随する14の項で構成されており、その予算現額は総額で5億円でございます。

287ページ、288ページをお願いします。

続いて、歳出でございますが、歳出は7の款とそれに付随する17の項で構成されており、その予算現額は歳入同様5億円でございます。

続いて、290ページ、291ページをお願いします。

歳入の概要について説明させていただきます。

1款1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、本年度予算額1億3,190万1,000円、対前年比1,867万7,000円増額するものでございます。介護保険料は30年度から平成32年度までの3年間は第7期の介護保険料の事業計画の基準額により算出をしております。また、第1号被保険者、65歳以上の人口の増加に比例して介護保険料がまたさらに増加しておるという内容でございます。参考に、65歳以上の人口が平成28年12月1日現在で1,913人でしたのが、平成29年12月1日、1年後には1,967人ということで、伸び率は102.82%伸びている状況でございます。

それでは、第2款以降、大きな変更というか、例年と同様のものですので、292ページ、293ページのほうをお願いしたいんですけども、その6目の介護保険事業費の補助金としまして、対前年比で14万3,000円増額するものでございます。こちらが介護保険法の改正に伴う既存システムの改修事業について、改修費用の約50%について交付される補助金でございます。今年度はこのシステム改修が法改正によってあるという内容でございます。

歳入については、ほかの予算科目については大きな変更というか、ございませんので、例年と同様ですので、説明を終わりました、歳出のほうの説明をさせていただきます。

300ページ、301ページをお願いします。

歳出についても概要について説明させていただきます。

1款の総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費は、本年度予算額440万5,000円、対前年比26万6,000円増額するものでございます。この科目では、主に経常的な事務経費を支出するものでありまして、委託費では、先ほど言いましたとおり、委託費の一番下のところに介護保険法の改正に伴うシステム改修委託料を支出しておるということで、今回介護保険法の改正に伴う改修費をここで計上のほうをさせていただいています。その他は、説明欄に記載のとおりでございます。

あと、次の賦課徴収以降も例年と同様の内容となっておりますので、少し飛びまして、312ページ、313ページをお願いします。

中段部分の4款の地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費です。1目の介護予防生活支援サービス事業費（訪問・通所生活支援）は、本年度予算額で1,356万5,000円、対前年比353万円増額するものでございます。この科目では、平成29年度に開始しました総合事業に伴う要支援者及びチェックリスト対象者に要する経費で

ありまして、主に報償費では、各種教室の従事者の謝礼金、委託料では、通所型サービスふれあいサロンの社会福祉協議会への委託料、住民主体サービスの家庭ごみの排出支援事業のシルバー人材センターへの委託料、314ページ、315ページのほうへお願いします。負担金、補助及び交付金では、訪問型サービス及び通所型サービスの介護事業所への負担金に要する経費を計上しております。増額の要因なんです、ここにあります訪問型及び通所型のサービスの費用について、平成30年4月から総合事業へ完全移行するというので、ここの負担金の部分が今年度においては、先ほど353万円増額といった主な要因で、今回から総合事業に完全移行したという内容でございます。

次に、316ページ、317ページをお願いします。

3項の包括的支援事業の任意事業費、1目総合相談事業費は、本年度予算額1,229万2,000円、対前年比589万7,000円増額するものでございます。この科目は、高齢者の心身の状況や生活実態に関する相談支援業務であり、本年度から地域包括支援センターを直営化することに伴い、管理運営に必要な経費を予算計上しております。主に委託料では、給付管理、ケアプランの作成、相談事業を管理する電算システム保守委託料、使用料及び賃借料では、その電算システムの賃借料、負担金、補助及び交付金では、出向職員3名分の人件費に要する経費を予算計上しております。

次に、320ページ、321ページをお願いします。

一番上のところの9目の認知症の総合支援事業費としまして、本年度予算額14万9,000円で、今年度が新規の追加の事業となっております。この科目は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の人及びその家族に対して効果的な支援体制の構築に要する経費を予算計上しております。主に報酬では、認知症初期集中支援チーム、検討委員会などの委員報酬、需用費及び役務費では、認知症に関して啓発用のチラシの作成及び折り込み手数料などに要する経費を予算計上して、今後において、認知症の方への対策についても強化していきたいということで、4月から認知症の事業費についても今回予算計上をさせていただいているという内容でございます。

歳出については説明が以上で、次に、324ページをお願いします。

給与費の明細書の資料を添付のほうをさせていただいております。

325、326ページをお願いします。

債務負担行為の調書を添付しております。

以上で平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算の説明を終わります。

○委員長（中川和子君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○委員（伊藤厚紀君） 318、319ページの任意事業、その他事業、成年後見人報償費、前年度と本年度は変わらずというような感じですが、ふえたりとか減ったりとかとい

うのは、今のところわからないような状況なのでしょうか。これは具体的に何をされているのかなという。

○福祉健康課長（松本 大君） 今、319ページのところのその他の事業のところの成年後見人の内容ですけれども、まず、報償費につきましては、在宅生活者として、2名分の報償費を計上させていただいていて、需用費として、成年後見の制度の利用申請に係る収入印紙代とか、あと、それに係る通信運搬費では郵送代、あと、手数料として、医師の診断書の作成料とか鑑定料などを予算としては計上のほうをさせていただいております。

○委員長（中川和子君） よろしいですか。

○委員（伊藤厚紀君） それから、続きまして、316ページ、317ページのところで、権利擁護事業費というのは、何をされているのでしょうか。

○福祉健康課長（松本 大君） 権利擁護事業費としては、地域の民生委員、ケアマネジャー等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービスにつながる方法が見つからないなど、困難な状況にある高齢者が地域において安心して過ごせるように、成年後見制度の促進とか、老人福祉施設への措置の支援とか、高齢者の虐待への対応とか、困難事例の対応などを支援していくというような事業費で計上させていただいております。

○委員長（中川和子君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（鎌田鷹介君） 320ページ、321ページの9目の追加事業の認知症総合支援事業費なんですけど、この委員さんというのはどういう人たちで構成されているんですかね。

○福祉健康課長（松本 大君） こちらの委員報酬につきましては、まず、認知症の初期集中支援チーム員のサポート医としてお医者さんの委員報酬を6,000円掛ける12回分と、あと、それと、認知症の初期集中支援チームの検討委員会という委員の6,000円掛ける7名分を予算計上のほうをさせていただいております。

○委員長（中川和子君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

審議が続いておりますが、ここで暫時休憩といたします。休憩は15分間とし、2時半から審議を再開いたします。

午後 2時12分休憩

午後 2時26分再開

○委員長（中川和子君） では、休憩を解き、本委員会に戻ります。

これまで個別に審議をし、質疑をいただいて進めてまいりましたが、最後に、これまで議題としました全ての議案について、再度御質疑がございませんら御発言願います。

ございませんか。

それでは、他の委員さんの御質疑もないということで、私、委員長が副委員長と交代をして質疑をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副委員長（伊藤律雄君） それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

では、発言を許します。どうぞ。

○委員長（中川和子君） それでは、総括ということですので、まとめてやらなきゃいけないので、聞き取っていただいていた的確な回答をよろしく願いいたします。

平成29年度の一般会計の補正予算（第5号）についての8ページのところですが、繰越明許費に中部幼稚園・保育園の改修工事が上がっておりますが、これは年度内の施行が決まりましたね。その関係で、このまま繰越明許費に、予算ですので上げておいていいのかということと、それから、賃金のことですけれど……。

〔「何ページですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 68ページの教育委員会のところですが、小学校費の補助職員賃金、それから、非常勤講師賃金、介助員賃金が減額となっておりますが、中学校も講師賃金が減額となっておりますが、これらの方の賃金に係る勤務の管理はどのようにしてみえるのかなというのをお聞きしたいのと、小学校、中学校と行って、70ページの社会教育費のところ、公民館費のところ、職員が退職をしたというところで、今度図書館の補助職員として採用されたと思うんですが、この採用に関しては、一般公募もしている中でもっとスムーズな採用の仕方がなかったのかなというのを。

それから、議案の5号に行きますが、介護保険の特別会計のところ、123ページの居宅介護サービスが大きな減額となっておりますが、その減額要因を教えてくださいと思います。

それから、議案の9号に行きます。議案の9号は、新しい条例の制定ですけれど、この中で、自立という言葉が何カ所も見受けられる、それから、かかわる方が専門職でないボランティアでもいい、それから、訪問の介護の制限ですとか、福祉用具貸与の制限などが盛り込まれているのではないかと、利用者にとってはマイナス要因になる条例制定ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、議案の……。

○副委員長（伊藤律雄君） 中川委員長に伝えます。

ここでしばらく執行部からの説明をいただきたいと思っておりますので、お聞きしたいと思いますので。

○委員長（中川和子君） 3回しかないなので、一度、一気に行かせていただきたいんです

けれど。

○副委員長（伊藤律雄君） だから、1回でも程度がありますので、それだけ御理解いただきたいと思います。

○委員長（中川和子君） じゃ、程度って、どういう程度ですか。

○副委員長（伊藤律雄君） 大体1回質疑は3回までか4回ということ、それも7回、8回ということは、ちょっと過ぎていないかと思っていますので、よろしくお願いします。

○委員長（中川和子君） 7回、8回じゃなくて、1回の、私は……。

○副委員長（伊藤律雄君） かわりませんですよ、交代しますよ。

○委員長（中川和子君） 議案の後に質疑をできないので、総括でやらせていただいて、それもかなり執行部は渋っていますので、やらせていただきたいと思うんですけど。続けてはだめですか。

○副委員長（伊藤律雄君） ここで一遍答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、執行部側の答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、平成29年度の一般会計の補正予算のところの8ページをお願いしたいんですけども、繰越明許費のところですね。

この繰越明許費についての御質問の内容が、今、平成29年度の2月の入札が終わっているんで、この予算を繰り越していいのかという御質問だったかと思います。

こちらにつきましては、皆さんにファクスもお送りして御存じかと思うんですが、2月28日の日に入札の執行を行いまして、落札業者が決まったところがございます。今回につきましては、落札業者が決まって、3月からの契約で一旦3月26日までの契約の期限をとります。3月26日までの期限をとっての契約となるんですが、今回、8ページのところの繰越明許の予算の計上をさせていただいて、皆さんに繰り越しの御承認をいただいた後は、変更契約等をして、工期の延長をして改修工事に当たりたいと思っていますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○副委員長（伊藤律雄君） 委員長、よろしいですか。中川委員長、いいですか、今の質問。

○委員長（中川和子君） というか、続けてやってください。

○副委員長（伊藤律雄君） 次、どうぞ。

○教育課長補佐（山下昌司君） 御質問の、資料68ページ、小学校費の賃金等の管理ということでございますが、さきの西川課長の説明にもありましたように、当初町費で予算は組んでいたんですが、3月ぎりぎりになりまして県費で賄うことができるということで、一部県費でその方にお支払いすることができるというような状況になりましたので、最後の3月補正で減額をさせていただいたということでございます。

○教育課長（西川幸男君） 少し補足でございますが、今の補充学習の支援員とか非常勤

講師につきましては、今、山下のほうから説明させていただいたとおりでございます。

また、これに伴いまして、介助員の賃金というのもございますが、勤務管理ということ御質問がありましたけれども、勤務管理は学校長がやっておりますが、12カ月分の予算を計上させていただいて、夏休みについては、子どものいない時期については当然出勤する必要がないということで、必要なときに出勤ということで、その辺で予算が少し余剰をしてきたということでございます。

それと、もう一つお伺いしたんですけれども、公民館の賃金の関係で、補助員の関係で、スムーズな採用という御質問をいただきましたが、もう少し内容を、スムーズな採用というのはどういう意味合いでおっしゃられたのか、ちょっと確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（中川和子君） また後でまとめて。

○教育課長（西川幸男君） じゃ、以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 議案の、今度は第5号の介護保険の補正予算のところの123ページの御質問だったかと思います。123ページの1目で、居宅介護サービス給付費が大きく減額となっているけれども、主な要因はという御質問だったと思います。

居宅介護サービスの中には、訪問介護や訪問入浴介助等、いろんな種類の項目があります。その中でも大きく減額となっているものは、通所リハビリテーションです。通所リハビリテーションの利用者の減少によりまして、ここが大半なんですけど、ここで750万円ぐらいサービス費が減額となっておりますので、そこが要因で今回減額となっていることが原因でございます。

議案第9号の木曾岬町の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例のことで、自立とか、そういう文言がいろいろ多いんじゃないかとか、利用者に対してサービスが低下というような御質問があったかと思うんですが、これも上位法令の改正というか、三重県からもう今既に指定しているものを市町村のほうへ権限移譲されていますので、サービスの内容としては、県から町へ移ったということだけで、特にそのあたりは町では特に規定はしていませんので、御理解のほうをいただきたいと思います。

○委員長（中川和子君） 先ほどの……。

○副委員長（伊藤律雄君） 挙手をしてから。

○委員長（中川和子君） 済みません。

勤務管理のことですが、学校長がしているということなんですけれども、町にはいろんな補助職員の方がいらっしゃるんですけど、学校関係だけタイムカードが導入されていませんよね。学校長のほうの管理と言われても、時間的なものがどういうふうにしていらっしゃるのか。例えばほかの職員と一緒に、町のそういう職員はタイムカードを導入するなどして、やっぱりもっと、学校長のほうの少しでも負担も減らせるし、タイムカードの導入なんかもしたらいいのかなというの我也想います。

それから、今、必要時じゃないときはもちろんついていないというお話でしたけれど、例えばほかの方の、少人数とか学習支援は多分時間単位でやっていらっしゃるかなと思うんですけども、介助員さんの場合はそうではなくて1日単位かなと思うと、例えば何時から何時まで、1日、子どもがいてもいなくてもその時間帯はいて賃金が払われるのか、子どものいる時間帯だけで賃金が払われるのか、ちょっとそこの確認をしたいのと、それから、スムーズな採用はどういう意味なのかと言われましたけれども、図書館の補助職員を採用するに当たっては公募をされましたよね。公募して、結構多い方が応募してみえたと思うんですけども、最終的に決まったのが公民館を退職した職員になったということで、応募した方の中には、最終的にそういう形になったとしても、もう少し採用の仕方があったんじゃないのというような、そういうことを聞いていましたので、公募をする前に内々でそういうことができれば、そのほうが公募をしてまでとらなくても……。

〔「内々でいいそうだ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） いや、そういう声を伺ったので……。

〔「そんな恐ろしいこと」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） そんな恐ろしいですか。でも、応募された方の中にはやっぱり、結果を見てのことですけれど、どういう形で採用が決まったのかよくわからないというような声も伺っているのです。

〔「内々のほうがよっぽど悪いじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（伊藤律雄君） ちょっと静かにしてください。

○委員長（中川和子君） それから、議案14号ですけれど、国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですが、賦課限度額が上がったということで、これは上がるたびに説明をいただいているわけですが、所得の多い方にはそれなりの額を払ってもらって、中間層の方は軽減になるんだということを前から伺っていますけれど、モデルケースで示していただきたいなと思うんですけども。それから、保険料の減額のところで、合算額の引き上げがあって、5割、2割軽減の方には負担増になるのではないかなというのが思うところです。

それから、議案15号ですけれども、後期高齢者医療の関係で、住所地の特例ということですが、これは結局国保の負担になってしまうのかなって、間違っていたらまた教えてください。

それから、議案16号の9ページと11ページのところなんですけど、今までの第12条というのは身体拘束の禁止となっていたと思うんですけど、新しく7項ができて、身体的拘束等の適正化を図るということは、適正なら身体拘束を認めるという、国というか、考え方になったのかなと思って、ちょっと懸念をしているところです。

それから、議案の17号ですが、介護保険条例の一部改正ですけれども、いろんな所得段階に応じて介護保険料が決まるわけですけれども、介護保険料率を改正する必要がある

のではないかということなんですけれども、第7期は、他の市町では据え置いているところも出てきているのではないのかなと思うのと、それから、9段階と10段階の間にもう一段階段階を設けても被保険者の軽減料の負担に通ずるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○副委員長（伊藤律雄君） 執行部側の説明を求めます。

○教育課長（西川幸男君） まず、介助員の関係でございますが、日給月給の方でございますので、出勤された日は時間が特に、極端な話が、1時間であろうが、7時間、8時間であろうがということでございます。同一でございます。必ずしも介助対象の児童がいるときだけに限らず、やっぱり学校内での会議であったりとか、行事の準備であったりとかというのも含めて支給しているということでございます。

それから、図書館の職員の採用についてでございますが、委員おっしゃるとおり、公募をかけて面接をさせていただきました。正確な数は今ちょっとお答えできないんですが、六、七名やったと思うんですが、大変多くの方に……。

〔「十何人だね」と呼ぶ者あり〕

○教育課長（西川幸男君） その辺はちょっとまた後で正確な数字をお答えしますけれども、私ども、4名で面接をさせていただいて、それぞれの規定された項目の中で1つずつ採点をして、その中で総合的な判断をさせていただいたということであって、北部公民館の職員、たまたま結果的にそういうふうになりましたけれども、それをたまたま移行してくるというような考えもございませんでしたし、北部公民館の職員は一度退職をされて、採用されなければそのまま職がなくなったということで、そのまま右から左へ動かしたというような、人事異動というような感覚はございませんでした。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 次に、議案第16号の関係で、11ページのところを開いていただけますでしょうか。

そこで、改正案のところに、身体的拘束等の禁止というところの内容についての今回の改正内容についての御質問だったかと思います。

ここの、例えば第12条なんですけど、確かに身体的拘束等の禁止ということが確かに書いてあるんですが、ただし、緊急のやむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないと、今の現状の条例ではなっています。そこに、緊急のやむを得ない場合を除き身体的拘束を行ってはならないとなっている中で、緊急とかやむを得ない状況の中で、さらにこの内容をつけ加えて、身体的拘束について明確化するためにこれをつけ加えるということでございます。今までは緊急でやむを得ない場合を除いて身体拘束を行ってはならないので、緊急のやむを得ない場合は身体拘束を行ってもやむを得ないという形なんですけど、さらに、身体拘束した場合は、このような条件をつけ加えるよということが今回つけ加えられたということで御理解いただきたいかと思います。

あと、議案第17号ですね。介護保険条例の一部の改正の条例の制定についてということですが、先ほど言われたように、第7期についても第6期同様10段階で保険料を所得段階別の階層別で今区分のほうをさせていただいております。この中で、先ほど9段階と10段階の間にもう一段階入れても、段階は保険料率を改正してということかと思うんですが、第7期の計画につきましても、今までどおり10段階で行うということで内部でも協議のほうも行いまして、今回、第6期の計画と同様な段階別で検討させていただいたものですから、このような形で今回も保険料率の改正を行いたいと思っております。

また、介護保険料につきましては、他市町とも確認をさせていただいている中でも、三重県内においてはかなり安い基準額となっておりますので、そのあたりも御理解いただきたいと思えます。

○教育課長（西川幸男君） 先ほど応募の人数の関係ですが、男女合わせて20名ということでお願いします。よろしくをお願いします。

○住民課長（山田克己君） 議案第14号の国保の条例の一部改正のところの最高限度額が上がると中間所得者層の負担額が減るとというのは、これは道理のとおりでございまして、モデルケースはと言われますけど、その辺の細かいものを示したものはないので、どの辺のケースのことを知りたいのかということを示していただければ、算定できれば算定させていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

あと、2割、5割軽減の方の負担額、1人当たりの扶養額が上げているんですけど、これは2割軽減、5割軽減の方が有利に働くように額が動いているわけですので、その辺の縛りを強くするものじゃないですので、その対象者の方をふやすというものですので、御理解いただきたいと思えます。

あと、議案第15号の後期高齢者医療の関係ですけど、これは国保の負担になるんじゃないかということで、これは全く違いまして、後期高齢者の医療のことですので、国保は全然関係ありませんので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○副委員長（伊藤律雄君） 説明は終わりましたですか。

○委員長（中川和子君） 議案第14号の中間層が軽減になるということで、モデルケースを示してくださいと言ったら、こちらで示してくださいということだったんですけど、所得段階で国保料が決まっているんですけど、その、例えば所得の100万円の世帯が何名とか、そういう資料としては、そちらでも出していただけていないし、こちらでも把握していないので、そういつて言われてもこちらでは言いにくいところがあるんですけど。

じゃ、次に、議案第18号の平成30年度の一般会計のほうに行きますけれど、中部と南部が統合することによって、子ども・子育て支援会議などでも試算が示されていて、約3,000万円の経費削減になるというところが、今回私の予算書の見方が悪いのか、1,

000万円程度の減額にしかになっていないので、そのところの要因は何なのかということと、それから、85ページの南部跡地の関係ですけれども、基本設計、利用計画、最善のものをするというので、基本設計の利用計画の業務委託料が出ているわけですが、町として、こういうものにしたいからという何か思いがあって基本設計、利用計画を立てられるのか、それともゼロから業者に委託をして何かをつくっていただくのか。私、前のときに児童館などを跡地に利用してはどうかというようなことを申し上げたと思うんですけれども、そのままの施設活用というのはちょっと無理なのかな、どうなのかなというのを思っています。

それから、12月議会でもあったんですけれども、健康かるてのところですが、いろいろな計画を立てられるわけですね。元気で頑張ろうみたいなげんげん健康計画とか、それから、特定健診のデータの管理もしているわけですし、健康かるてというと非常に膨大な個人の健康情報が一手に入ってしまったって、情報の管理がセキュリティーの関係で大丈夫なのかなというのがちょっとあるんですが。

それと、議案第19号の国保のことですが、県広域化になることによって保険料の上がる場所は激変緩和措置が入って保険料率は変わらないというようなことでしたけれども、これは6年たった後にどうなるのかなというのがあって、ただでさえ今は木曾岬町は高いわけですね。県は平準化もしていきたいというようなことを考えていると、木曾岬町の高い保険料にほかの市町を合わせていくのか、すごくそのところが不安です。

今回、基金繰り入れもなく、激変緩和措置が入っていて保険料率は今のところ据え置きにはなっているんですが、もし途中で変化があった場合には、基金繰り入れだとか法定外繰り入れをしていかれるお考えはあるんでしょうか。

それから、後期高齢者も始まって10年になりますけれども、今回、平成31年度からの軽減特例の見直しの改修費のシステム料が入っているということで、軽減特例の見直しとはどういうものなのかということのを教えていただきたいのと、最後に、介護保険の特別会計予算ですけれども、今回、地域包括支援センターの直営問題が出ていますけれども、これは社協の職員を、社協に在籍したまま町の職員に持ってくるということで、あま市のほうで問題になっているような、社協が派遣事業に該当しないように職員を派遣するのはどうなのかということ行政指導が入ったということもあるんですが、そのようなことには該当しないということよろしいですかね。

以上です。

○副委員長（伊藤律雄君） 執行部の説明を求めます。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、統合によって、幼稚園・保育園の費用が、以前3,000万円予算が減額するというような御質問があったかと思います。それに対して1,000万円ぐらいじゃないかという内容だったかと思いますが、その当時、3,000万円減額するという説明をさせていただいた当時は、平成26年度の決算額と平成30年度

の予算の、そのときの当時の予算の見込み額を比較して3,000万円ほど支出額が減るというような、その分、試算をしていました。実際、平成26年度の決算額と今回の30年度の当初予算額の経常経費を比較させていただきました。比較させていただきましたところ、その当時に3,000万円ほどと言っていた説明どおり、減額の見込み額としましては3,400万円ほど減額がやはり見込めるという状況で、今、26年度決算と平成30年度の当初予算の経常経費で比較のほうをさせていただいておりますので、御理解いただきたいかと思えます。

その次に、一般会計予算のほうの85ページのところの業務委託料のところ、上の委託料で、あと、旧南部幼稚園・保育園でのことの設計の委託料の予算計上についての御質問だったと思えます。

この内容につきましては、基本設計委託料ですので、全て最初からどのような施設にするかということを含めて、今回委託で発注させていただいて決めていきたいとか、検討していきたいというふうに考えております。

次に、健康かるての件で。

○福祉健康課長補佐（伊藤マユミ君） 健康かるてですが、現在もG-Partnerというシステムが入っております。それが現在は予防接種、がん検診を中心に入れてるんですが、マイナンバーに対応した母子管理も含めたシステムが健康かるてになりますので、G-Partnerで対応できないということで新しく、年度も大分たっておりますので、20年ぐらいたっておりますので、新しく健康かるてを入れさせていただくものです。

また、セキュリティーに対しては危機管理課ともきちんとして、セキュリティーは万全にしておりますので、よろしくお願いたします。

○副委員長（伊藤律雄君） 執行部の方、よろしくお願いたします。

○住民課長（山田克己君） 国保の広域化についてですけど、激変緩和措置が6年間ということ、その後はどうなるかということなんですけど、その後はまだ県のほうも特に発表がなく決まっていないところなんですけど、でも、県のほうはこのような状況は続けていきたいというような考えは持っているような感じです。ですので、まだちょっとはつきりしない状況でございます。

保険料の平準化についても同じようなことで、その後やっていくということで、県の平準化、まず医療費の一元化ということでやっけていまして、保険料の平準化というのはその後やっていくということは、県は言っております。

あと、今年度、平成30年度、同じような保険料率で行くということで予算を上げさせていただいておるんですけど、これが医療費が多くなったらどうなるかとか、保険料率を変えるのかということなんですけど、それは状況によって、木曾岬の状況を見て、それで足りない場合は基金を繰り入れるのか、保険料率を上げるのかというのは、いつものこと

でございますので、そのように協議、検討していかないといけないと思っております。

あと、後期高齢者医療の軽減特例の関係なんですけど、システム対象、平成31年度からするというものなんですけど、これは軽減特例というのは社会保険の方の扶養にみえた方が後期高齢に入ってきた場合、急に保険料が上がるということになるんですね。ですので、これは平成20年度に新設されたときからもう9割軽減という形になっていたわけですよ。ずっと9割軽減で来たんですけど、本則は5割なんです。これらも年数がたってきたということで、平成29年度にはこれが7割に残されました。平成30年度に5割に落とします。平成31年度からもう本則に戻して2年間に限り5割ということになりますので、そのシステム改修をするということですので、よろしく願いいたします。最終的には5割になるということでございます。それもシステム改修ということでございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 介護保険の特別会計の予算の317ページへお願いしたいと思えます。

317ページのところの負担金、補助及び交付金のところの地域包括支援センター事業負担金のところで、先ほど出向職員の人件費を計上させていただくということで説明させていただいたかと思えます。先ほど出向ということが特に問題ではないのかという御質問かと思えますが、地域包括支援センターで問題になるのは、職員を派遣した場合には派遣業法に引っかかりますので、それは問題になります。ですけど、今回は派遣ではなく、在籍出向という、出向という形をとらせていただきますので、派遣と出向で形態が違います。在籍出向であれば、特にそのような問題はないということで、三重県及び国のほうにも確認をとらせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

○副委員長（伊藤律雄君） それでは、ただいま中川委員長の質疑は全て終わりましたので、中川委員長については3回挙手させていただきますので、ここで職務を委員長へ戻しますので、よろしく願いいたします。

○委員長（中川和子君） それでは、これより討論、採決に入ります。

議案第2号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）について、所管部分で討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。議案第2号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中川和子君） 挙手全員です。よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第3号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。議案第3号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中川和子君） 挙手全員です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第4号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第4号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中川和子君） 挙手全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第5号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第5号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中川和子君） 挙手全員です。よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第9号、木曾岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第9号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中川和子君） 挙手全員です。よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第14号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第14号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中川和子君） 挙手全員です。よって、議案第14号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第15号、木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。議案第15号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中川和子君） 挙手全員です。よって、議案第15号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第16号、木曾岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。議案第16号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中川和子君） 挙手全員です。よって、議案第16号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第17号、木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。議案第17号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中川和子君） 挙手全員です。よって、議案第17号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第18号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。議案第18号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中川和子君） 挙手全員です。よって、議案第18号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第19号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第19号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中川和子君） 挙手全員です。よって、議案第19号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第20号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。議案第20号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中川和子君） 挙手全員です。よって、議案第20号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第21号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしと認め、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。議案第21号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中川和子君） 挙手全員です。よって、議案第21号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここでお諮りいたします。

委員会報告書の作成及び本会議で当委員会での議論並びに決定事項に係る委員会報告を

することを、私、委員長に一任していただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 異議なしの声がございましたので、私が委員会報告書の作成並びに委員会報告をさせていただきます。

これで本委員会に付託されました13議案全ての審議を終わらせていただきます。

次に、その他の項に移ります。

本委員会の所管事項等で何かございましたら、御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川和子君） 御発言もないようですので、これにて本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、本日の教育民生常任委員会を閉会いたします。

午後 3時11分閉会